

変更の事由及び時期を記載した書類

事項	記入欄							
フリガナ設置者	コクリツダイガクホウジン キュウシュウダイガク 国立大学法人 九州大学							
フリガナ大学の名称	キュウシュウダイガク 九州大学 (Kyushu University)							
大学本部の位置	福岡市西区元岡744							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	大学院統合新領域学府 (Graduate School of Integrated Frontier Sciences) (修士課程)	年	人	年次人	人		年月 第 年次	
	ユーザー感性スタディーズ専攻 (Department of Kansei Studies)	2	10	-	20	修士 (感性学) (Master of Kansei Studies) 修士 (芸術工学) (Master of Design) 修士 (工学) (Master of Engineering)	令和5年4月 第1年次	福岡市西区 元岡744 福岡市南区 塩原4丁目9番1号
	ユーザー感性スタディーズ専攻 (Department of Kansei Studies)	3	3	-	9	博士 (感性学) (Doctor of Kansei Studies) 博士 (芸術工学) (Doctor of Design) 博士 (学術) (Doctor of Philosophy in Kansei Studies)	令和5年4月 第1年次	福岡市西区 元岡744 福岡市南区 塩原4丁目9番1号
	計		13	-	29			
変更の時期	令和5年4月1日							
変更の事由	<p>ユーザー感性学専攻は、設置当初から「感性」を切り口にして実社会との接点で見いだされる問題や課題に対し、多様な専門性と方法論を持ち寄り工夫しながらアプローチすることを目指してきた。したがって本専攻は、古典的な学問が特定の学究対象を特定の方法論で探求するのとは異なり、問題や課題の性質に応じて学際的な連携を上手に生かしたアプローチを模索することを特徴としている。しかしながら、「ユーザー感性学」という名称は学問領域の古典的な特徴を連想させるため、このような本専攻の特徴がイメージされにくいという難点があった。「感性」を特定の方法論によって探求すべき対象として位置付けるのではなく課題へのアプローチにおいて着目すべき重要な領域として捉え、対応が待たれる諸課題の解決を目指して多様な学知と方法論を駆使して協働し探求するという本専攻の教育の特徴をより的確に表現するためには、専攻名を「ユーザー感性スタディーズ専攻」に変更することが望ましい。</p> <p>本専攻では、設置当初の趣旨・目的は堅持しつつ、多様な専門領域から構成される教員と学生が、これまで以上に互いの専門性を活用しつつ感性に着目しながら越境・融合して人類的諸課題に取り組む方向性を目指すため、令和5年4月より、これまでの3つのコースを廃止する改編を予定している。この機に専攻名を「ユーザー感性スタディーズ専攻」に変更することで、課題に応じて多様な学知と方法論を柔軟かつ大胆に活用して探求するという特徴がよりイメージし易くなることが期待できる。なお、本改編によってコース区分の廃止や越境・融合を目的とした科目を設けるが、これらは令和5年度入学生から適用するため、新専攻名称も令和5年度入学生から適用する。</p>							

九州大学学則（案）

平成16年度九大規則第1号
 制定：平成16年4月1日
 最終改正：令和5年月日
 （令和4年度九大規則第号）

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条の2）
- 第2章 組織等（第3条～第17条）
- 第3章 役員、職員等（第18条～第26条）
- 第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考・監察会議（第27条～第30条）
- 第5章 教授会（第31条）
- 第6章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 九州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。【学教法第83条】

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。【学教法第109条】

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

（教育研究活動状況の公表）

第2条の2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。【学教法第113条】

第2章 組織等

（学部）

第3条 本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び学科を置く。

【学教法第85条】【大学設置基準第4条】

学部	学 科
共創学部	共創学科
文学部	人文学科
教育学部	
法学部	
経済学部	経済・経営学科、経済工学科
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科
医学部	医学科、生命科学科、保健学科

歯学部	歯学科
薬学部	創薬科学科、臨床薬学科
工学部	電気情報工学科、材料工学科、応用化学科、化学工学科、融合基礎工学科、機械工学科、航空宇宙工学科、量子物理工学科、船舶海洋工学科、地球資源システム工学科、土木工学科、建築学科
芸術工学部	芸術工学科
農学部	生物資源環境学科

2 学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。**【大学設置基準第2条】**

3 学部又は学科ごとの卒業認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。

4 各学部の教員組織の編成その他必要な事項は、別に規則で定める。

5 学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）で定める。

（大学院）

第4条 本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。**【学教法第97条】**

2 本大学院は、本学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。**【学教法第99条】**

3 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。**【学教法第99条】**

第5条 本大学院に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第30条の2第1項で定める研究科等連係課程実施基本組織として置く連係学府を含む。以下同じ。）及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。

【学教法第100条】

第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。**【大学院設置基準第6条】**

学 府	専 攻
人文科学府	人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻
人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻
法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻

経済学府	経済工学専攻、経済システム専攻、産業マネジメント専攻
理学府	物理学専攻、化学専攻、地球惑星科学専攻
数理学府	数理学専攻
システム生命科学府	システム生命科学専攻
医学系学府	医学専攻、医科学専攻、保健学専攻、医療経営・管理学専攻
歯学府	歯学専攻、口腔科学専攻
薬学府	創薬科学専攻、臨床薬学専攻
工学府	材料工学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、機械工学専攻、水素エネルギーシステム専攻、航空宇宙工学専攻、量子物理工学専攻、船舶海洋工学専攻、地球資源システム工学専攻、共同資源工学専攻、土木工学専攻
芸術工学府	芸術工学専攻
システム情報科学府	情報理工学専攻、電気電子工学専攻
総合理工学府	総合理工学専攻
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻
統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻
マス・フォア・イノベーション連係学府	
備考	<p>各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻及び歯学府口腔科学専攻は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。</p>

- 2 学府又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。**【大学院設置基準第1条の2】**
- 3 学府又は専攻ごとの修了認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。**【大学院設置基準第4条第1項】**

5 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

【大学院設置基準第3条第1項】

6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とし、そのうち法科大学院にあっては、専ら法曹養成のための教育を行うことをその目的とする。

【専門職大学院設置基準第2条第1項、第18条】

7 各学府の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

8 学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）で定める。

第7条 第5条の本大学院に置く研究院は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人文科学研究院
 - (2) 比較社会文化研究院
 - (3) 人間環境学研究院
 - (4) 法学研究院
 - (5) 経済学研究院
 - (6) 言語文化研究院
 - (7) 理学研究院
 - (8) 数理学研究院
 - (9) 医学研究院
 - (10) 歯学研究院
 - (11) 薬学研究院
 - (12) 工学研究院
 - (13) 芸術工学研究院
 - (14) システム情報科学研究院
 - (15) 総合理工学研究院
 - (16) 農学研究院
- （基幹教育院）

第7条の2 本学に、本学の学生として共通に期待される学びの基幹を育成するための全学組織として、基幹教育院を置く。

2 基幹教育院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（高等研究院）

第7条の3 本学に、高度な研究活動の推進と展開を通じて人材を育成し、その研究成果を広く社会に還元するための全学的組織として、高等研究院を置く。

2 高等研究院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（附置研究所）

第8条 本学に、研究所を附置する。

2 前項の研究所（以下「附置研究所」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該附置研究所の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

【学教法第96条】

附置研究所	目的
生体防御医学研究所	生体防御医学に関する学理及びその応用の研究
応用力学研究所	力学に関する学理及びその応用の研究
先導物質化学研究所	物質化学に関する先導的な総合研究
マス・フォア・インダストリ研究所	数学の産業応用及びその学理研究

3 各附置研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(国際研究所)

第8条の2 本学に、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所を置く。

2 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所は、カーボンニュートラル・エネルギー研究に関する基礎科学を創出するとともに、環境調和型で持続可能な社会の実現に向けた課題の解決に貢献することを目的とする。

3 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(病院)

第9条 医学部及び歯学部に、これらに附属する共用の教育研究施設として、医学部・歯学部附属病院を置き、九州大学病院（以下「病院」という。）と称する。 【大学設置基準第39条】

2 病院の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。 【大学設置基準第36条】

2 附属図書館の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

第11条 削除

(情報基盤研究開発センター)

第12条 本学に、研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う全国共同利用施設として、情報基盤研究開発センターを置く。

2 情報基盤研究開発センターは、前項の業務のほか、本学における情報基盤に係るシステム開発を行う。

3 情報基盤研究開発センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(教育関係共同利用拠点)

第12条の2 第7条の2に規定する基幹教育院は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「学教法施行規則」という。）第143条の2第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた教育関係共同利用拠点として他大学の利用に供するものとする。

(共同利用・共同研究拠点)

第12条の3 次の表に掲げる附置研究所等は、学教法施行規則第143条の3第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点としてそれぞれ学術研究の発展に資するものとする。

附置研究所等	共同利用・共同研究拠点	認定期間
生体防御医学研究所	多階層生体防御システム研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
応用力学研究所	応用力学共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
先導物質化学研究所	物質・デバイス領域共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
マス・フォア・インダストリ研究所	産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
情報基盤研究開発センター	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日

(エネルギー研究教育機構)

第12条の4 本学に、エネルギー分野における高度な研究及び教育活動を推進するための全学的組織として、エネルギー研究教育機構を置く。

2 エネルギー研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(アジア・オセアニア研究教育機構)

第12条の5 本学に、アジア・オセアニア地域における社会的課題の解決、課題の発掘及び提示に向けた研究教育活動を推進するための全学的組織として、アジア・オセアニア研究教育機構を置く。

2 アジア・オセアニア研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究センター)

第13条 本学に、次に掲げるいずれかの機能を担い、本学の教員その他の者が共同して教育研究活動を行う組織として、学内共同教育研究センターを置く。 【学教法第96条】

(1) 主に教育又は研究活動を支援すること。

(2) 主に教育又は研究を推進すること。

(3) その他全学業務を推進すること。

2 学内共同教育研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、そのうち設置期間を定める学内共同教育研究センターの当該設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

学内共同教育研究センター	設置期間の満了する日
実験生物環境制御センター	
熱帯農学研究センター	
アイソトープ統合安全管理センター	
中央分析センター	
留学生センター	
総合研究博物館	
システムLSI研究センター	令和13年3月31日
国際宇宙惑星環境研究センター	令和14年3月31日
韓国研究センター	
医療系統合教育研究センター	
超伝導システム科学研究センター	令和5年3月31日
未来デザイン学センター	
グローバルイノベーションセンター	

超顕微解析研究センター	
環境安全センター	
西部地区自然災害資料センター	
大学文書館	
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	
アドミッションセンター	
水素エネルギー国際研究センター	
未来化学創造センター	令和7年3月31日
鉄鋼リサーチセンター	令和7年3月31日
低温センター	
加速器・ビーム応用科学センター	
グリーンテクノロジー研究教育センター	令和5年3月31日
シンクロトロン光利用研究センター	
先端医療オープンイノベーションセンター	令和7年3月31日
極限プラズマ研究連携センター	令和6年3月31日
有体物管理センター	
分子システム科学センター	令和5年3月31日
日本エジプト科学技術連携センター	令和6年3月31日
プラズマナノ界面工学センター	令和6年3月31日
EUセンター	令和6年3月31日
環境発達医学研究センター	令和13年3月31日
ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター	令和6年9月30日
医用生体工学研究センター	令和8年3月31日
次世代燃料電池産学連携研究センター	令和14年3月31日
科学技術イノベーション政策教育研究センター	令和8年3月31日

先端素粒子物理研究センター	令和5年3月31日
分子システムデバイス産学連携教育研究センター	令和6年3月31日
水素材料先端科学研究センター	令和5年3月31日
アジア埋蔵文化財研究センター	令和5年3月31日
キャンパスライフ・健康支援センター	
五感応用デバイス研究開発センター	令和5年10月31日
持続可能な社会のための決断科学センター	
サイバーセキュリティセンター	
数理・データサイエンス教育研究センター	令和10年3月31日
植物フロンティア研究センター	令和5年3月31日
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	令和6年3月31日
都市研究センター	令和6年3月31日
次世代接着技術研究センター	令和6年3月31日
先進電気推進飛行体研究センター	令和12年3月31日
ネガティブエミッションテクノロジー研究センター	令和8年3月31日
ラーニングアナリティクスセンター	令和8年3月31日
洋上風力研究教育センター	令和9年3月31日

3 各学内共同教育研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(先導的研究センター)

第13条の2 本学に、先導的に研究を行う拠点として、先導的研究センターを置く。

2 先導的研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、各先導的研究センターの設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

先導的研究センター	設置期間の満了する日
ヒトプロテオーム研究センター	令和5年3月31日
多重ゼータ研究センター	令和5年3月31日

3 各先導的研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(学部等の附属施設)

第14条 次の表の左欄に掲げる学部、学府、研究院、附置研究所等に、それぞれ同表の右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設を置く。 **【大学設置基準第39条】**

学 部 等	附 属 施 設
理学部	天草臨海実験所
農学部	農場、演習林
人間環境学府	総合臨床心理センター
工学府	ものづくり工学教育研究センター
システム情報科学府	電気エネルギーシステム教育研究センター
薬学府	薬用植物園
生物資源環境科学府	水産実験所
比較社会文化研究院	浅海底フロンティア研究センター
人間環境学研究院	環境建築R & Eセンター
理学研究院	地震火山観測研究センター
医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、ヒト疾患モデル研究センター、総合コホートセンター、プレジジョンメディシン研究センター
歯学研究院	オーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センター、歯科発生再生研究センター
薬学研究院	産学官連携創薬育薬センター、グリーンファルマ構造解析センター
工学研究院	環境工学研究教育センター、アジア防災研究センター、国際教育支援センター、小分子エネルギーセンター、次世代蓄エネルギーデバイス研究センター、次世代経皮薬物送達研究センター
芸術工学研究院	応用知覚科学研究センター、応用生理人類学研究センター、環境設計グローバル・ハブ、SDGsデザインユニット、社会包摂デザイン・イニシアティブ、デザイン基礎学研究センター
システム情報科学研究院	光・量子プロセス研究開発センター、量子コンピューティングシステム研究センター
農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター、国際農業教育・研究推進センター、イノベティブバイオアーキテクチャーセンター、昆虫科学・新産業創生研究センター、アクアバイオリソース創出センター

生体防御医学研究所	高深度オミクスサイエンスセンター、システム免疫学統合研究センター
応用力学研究所	大気海洋環境研究センター、高温プラズマ理工学研究センター、自然エネルギー統合利用センター、海洋プラスチック研究センター
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	次世代冷媒物性評価研究センター、三井化学カーボンニュートラル研究センター
情報基盤研究開発センター	汎オミクス計測・計算科学センター

- 2 各附属施設の内部組織その他必要な事項は、当該学部等の長が、別に定める。
(情報統括本部)
- 第15条 本学に、全学的な情報支援を行うための組織として、情報統括本部を置く。
- 2 情報統括本部の目的は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 全学的な情報基盤の整備
 - (2) 情報技術を用いた教育研究及び大学運営に関わる業務の総合的な支援
- 3 情報統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(統合移転推進本部)
- 第15条の2 本学に、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画を推進するための組織として、統合移転推進本部を置く。
- 2 統合移転推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(基金本部)
- 第15条の3 本学に、九州大学基金による支援助成事業及び基金強化事業（以下「基金事業」という。）を推進するための組織として、基金本部を置く。
- 2 基金本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(広報本部)
- 第15条の4 本学に、広報戦略の策定及び広報活動の推進を図るための組織として、広報本部を置く。
- 2 広報本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(グローバル化推進本部)
- 第15条の5 本学に、全学的なグローバル化を推進するための組織として、グローバル化推進本部を置く。
- 2 グローバル化推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(学術研究・産学官連携本部)
- 第15条の6 本学に、全学の学術研究及び産学官連携を推進するための組織として、学術研究・産学官連携本部を置く。
- 2 学術研究・産学官連携本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(教育改革推進本部)
- 第15条の7 本学に、教育課程及び教育方法等の改善、高大接続・入試改革等の教育改革並びにキャリア教育の開発等を推進するための組織として、教育改革推進本部を置く。
- 2 教育改革推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(未来社会デザイン統括本部)
- 第15条の8 本学に、全学的な社会的課題解決の取組を推進するための組織として、未来社会デザイン統括本部を置く。
- 2 未来社会デザイン統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(データ駆動イノベーション推進本部)

第15条の9 本学に、全学的なデータ駆動型活動の推進及び新たなデジタル社会のあるべき姿を研究するための組織として、データ駆動イノベーション推進本部を置く。

2 データ駆動イノベーション推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(推進室等)

第16条 本学に、特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く。

2 前項の推進室等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該推進室等の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

推進室等	目的
社会連携推進室	社会連携（産学官連携を除く。）の推進を支援すること。
国際戦略企画室	国際戦略の企画・立案等を行うこと。
SHAREオフィス	全学的なグローバル化の推進を支援すること。
インスティテューショナル・リサーチ室	大学運営の基礎となる情報の調査・収集・分析及び提供により、大学の意思決定を支援すること。
キャンパス計画室	キャンパス計画の推進を支援すること。
環境安全衛生推進室	安全衛生の推進を支援すること。
ハラスメント対策推進室	ハラスメントの防止及び対策の推進を支援すること。
男女共同参画推進室	男女共同参画の推進を支援すること。
情報環境整備推進室	情報環境整備の推進を支援すること。
統合移転事業推進室	統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画に係る企画・立案を行うこと。
法務統括室	法務機能の強化に係る企画・立案を行うこと。
基金事業推進室	九州大学基金に係るファンドレイジング（本学が行う寄附獲得のための活動をいう。）に関すること。
同窓生連携推進室	同窓生との連携に関すること。
広報戦略推進室	広報戦略に基づく広報活動の推進を支援すること。
跡地処分統括室	移転跡地処分のリスクマネジメントに係る企画・立案等を行うこと。
総長支援室	総長の指示に基づく大学全体の戦略等に係る企画・立案・調整・情報収集を行うこと。
危機管理室	危機管理及び危機発生時の対応に関すること。

研究戦略企画室	本学の研究戦略に基づき大学全体の研究力強化に向けた取組等に係る具体的な企画・立案及び制度設計を行うこと。
オープンイノベーションプラットフォーム	産学官連携の推進を支援すること。

3 前項の各推進室等の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(伊都診療所)

第16条の2 本学に、伊都診療所(以下「診療所」という。)を置く。

2 診療所の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第17条 本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を処理させるため事務局を置く。

2 本学の学部、学府等に、その事務を処理させるため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて処理する事務部を置く。

3 前2項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査室を置く。

4 前3項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

【大学設置基準第41条、第42条】

(統括技術部及び技術部)

第17条の2 本学に、教育研究のための技術支援に関する全学的組織として、統括技術部を置く。

2 本学の学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所等に、教育研究に関する技術的な支援を行わせるため、技術部を置くことができる。

3 第1項の統括技術部及び前項の技術部の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

第3章 役員、職員等

(役員)

第18条 国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第10条の規定に基づき、本学に、役員として、学長(「総長」と称する。)、理事8人以内及び監事2人を置く。 【法人法第10条】

第19条 総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。 【学教法第92条】【法人法第11条】

2 総長は、この規則その他の総長が定める規則等において理事又は職員に委任する業務について報告を求め、必要な措置を命じ、又はその措置を自ら行うことができる。

第20条 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理し、総長に事故があるときはその職務を代理し、総長が欠員のときはその職務を行う。 【法人法第11条】

第21条 監事は、本学の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。 【法人法第11条】

(職員)

第22条 本学に、教員、事務職員、技術職員、高度専門職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教、准助教及び助手(「教務助手」と称する。)とする。

3 教授、准教授、講師、助教及び教務助手の職務は学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条の定めるところによるものとし、准助教の職務は教授及び准教授の職務を助けることとする。 【学教法第92条】

(副学長)

第23条 本学に、総長の定めるところにより、総長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長若干人を置く。

2 副学長は、理事のうちから総長が指名する者が兼ねる。

3 前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、職員のうちから総長が指名する者が副学長を兼ねることができるものとする。 【学教法第92条】

(副理事)

第24条 本学に、総長の定めるところにより、理事の職務を助けるため、副理事若干人を置く。

2 副理事は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(総長補佐)

第24条の2 本学に、総長の定めるところにより、総長が命ずる特定の事項を担当し、総長を助けるため、総長補佐若干人を置くことができる。

2 総長補佐は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(部局長等)

第25条 学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館及び情報基盤研究開発センター（以下「部局」という。）に長（以下「部局長」という。）を置く。

2 部局長は、当該部局の業務を掌理する。

3 各部局に、副部局長を置くことができる。

4 副部局長は、部局長の定めるところにより、部局長を補佐して部局の業務を処理し、部局長に事故があるときはその職務を代理し、部局長が欠員のときはその職務を行う。

5 部局長及び副部局長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

6 学科及び専攻に、それぞれ学科長又は専攻長を置くことができる。

7 学科長及び専攻長の任命手続その他必要な事項は、別に定めるものとする。

(センター長等)

第26条 学内共同教育研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

2 センター長は、当該学内共同教育研究センターの業務を掌理する。

3 各学内共同教育研究センターに、副センター長を置くことができる。

4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該学内共同教育研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員のときはその職務を行う。

5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第26条の2 先導的研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

2 センター長は、当該先導的研究センターの業務を掌理する。

3 各先導的研究センターに、副センター長を置くことができる。

4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該先導的研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理する。

5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(所長)

第26条の3 診療所に、所長を置く。

2 所長は、診療所の業務を掌理する。

3 所長は、本学の教員のうちから総長が指名する。

第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考・監察会議

(役員会)

第27条 本学に、法人法第11条第3項各号に規定する事項を審議するため、総長及び理事で構成する役員会を置く。 【法人法第11条】

2 役員会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(経営協議会)

第28条 本学に、法人法第20条の規定に基づき、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。 【法人法第20条】

2 経営協議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(教育研究評議会)

第29条 本学に、法人法第21条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。【法人法第21条】

2 教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(総長選考・監察会議)

第30条 本学に、法人法第12条第2項から第5項までの規定に基づき、学長選考・監察会議(「総長選考・監察会議」と称する。以下「選考会議」という。)を置く。【法人法第12条】

2 選考会議の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第5章 教授会

第31条 部局(病院及び附属図書館を除く。)に、教授会を置く。【学教法第93条】

2 教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項は、九州大学教授会通則(平成16年度九大規則第8号)で定める。

第6章 雑則

(雑則)

第32条 この規則に定めるもののほか、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 法人法附則第16条第1項の規定に基づき本学に置かれる九州大学医療技術短期大学部(以下「短期大学部」という。)は、平成16年4月1日に短期大学部に在学する学生が短期大学部に在学しなくなる日において、廃止する。

3 前項の短期大学部に在学する学生の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学医療技術短期大学部学則(昭和46年4月8日施行)等の規定によるものとする。

4 法人法附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた九州芸術工科大学に在学する者(以下「在学者」という。)の卒業又は大学院の課程修了のため必要となる教育は、九州大学芸術工学部(以下「芸術工学部」という。)又は九州大学大学院芸術工学府(以下「芸術工学府」という。)において行うものとする。

5 前項の在学者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州芸術工科大学学則(平成5年4月1日施行)等の規定によるものとする。ただし、これによることができない事項については、総長又は芸術工学部若しくは芸術工学府の教授会が定めるところによる。

6 第12条の3に規定する附置研究所等は、文部科学大臣の認定期間である平成34年3月31日までの間存続するものとする。

7 第13条第1項に規定する宙空環境研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。

8 第14条第1項に規定する工学研究院附属の環境システム科学研究センターは平成20年3月31日まで、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは平成23年3月31日まで、応用力学研究所附属の力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは平成19年3月31日まで存続するものとする。

9 法人法等関係法令又はこの学則等に基づき定める諸規則等のほか、承継的、定型的又は簡易な事項で総長が必要と認めるものについては、当分の間、総長が定めるところにより、廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された九州大学の諸規則等の規定を適用又は準用するものとする。

附 則(平成16年度九大規則第193号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 人間環境学府発達・社会システム専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成

17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第4号）

- 1 この規則は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。
- 2 改正後の第13条第1項に規定するデジタルメディスン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターは、平成22年6月30日まで存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第23号）

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第30号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 薬学部総合薬学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成18年度九大規則第2号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第25号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第1項に規定する応用力学研究所附属の東アジア海洋大気環境研究センター及び高温プラズマ力学研究センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。
- 3 改正後の第22条第2項に規定する准助教の職種は、平成19年4月1日に当該職に在職する者が在職しなくなる日において、廃止する。

附 則（平成19年度九大規則第27号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第31号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第58号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 理学府基礎粒子系科学専攻、分子科学専攻、凝縮系科学専攻及び生物科学専攻並びに医学系学府機能制御医学専攻、生殖発達医学専攻、病態医学専攻、臓器機能医学専攻、分子常態医学専攻及び環境社会医学専攻は、改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 新規則第14条第1項に規定する工学研究院附属の循環型社会システム工学研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成20年度九大規則第1号）

この規則は、平成20年4月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年度九大規則第9号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 システム情報科学府情報理学専攻、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻及び電子デバイス工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新学則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成21年度九大規則第1号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第5号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第12号）

この規則は、平成21年8月1日から施行し、第13条第1項にシンクロトン光利用研究センターを加える改正規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第20号）

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第36条の6の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第33号）

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第49号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 法学府基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻及び政治学専攻並びに薬学府医療薬科学専攻（修士課程）及び創薬科学専攻（修士課程）並びに工学府機械科学専攻及び知能機械システム専攻並びに生物資源環境科学府生物資源開発管理学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻及び遺伝子資源工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第6項の規定にかかわらず、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは、廃止する。

附 則（平成22年度九大規則第1号）

この規則は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年度九大規則第6号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第12号）

- 1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第13条第1項に応用知覚研究センターを加える改正規定は同年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する応用知覚研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第30号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第45号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第47号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第74号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第78号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第81号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第1号）

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第4号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第8号）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定するシステム情報科学府附属の高度ICT人材教育開発センターは、平成32年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成23年度九大規則第10号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第12号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第68号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第72号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第80号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に設置された薬学府医療薬科学専攻（博士後期課程）及び創薬科学専攻（博士後期課程）は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成24年度九大規則第11号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第29号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第25条に係る改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第36号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第37号）

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第42号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第45号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する自然エネルギー統合利用センターは、平成35年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成25年度九大規則第2号）

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第8号）

この規則は、平成25年6月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第10号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第16号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。ただし、知的財産本部の名称及び目的に係る改正規定は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第40号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第47号）

この規則は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表に薬学研究院の項を加える改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第51号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第76号）

この規則は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第78号）

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第83号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 比較社会文化学府は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学府に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
 - 附 則（平成26年度九大規則第2号）
この規則は、平成26年4月30日から施行し、この規則による改正後の九州大学学則の規定は、平成26年4月1日から適用する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第6号）
この規則は、平成26年8月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第11号）
この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第13条第1項の表に係る改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第60号）
この規則は、平成26年12月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第70号）
この規則は、平成27年1月22日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第76号）
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 九州大学高等教育機構規則（平成18年度九大規則第3号）は、廃止する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第77号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第120号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第2号）
この規則は、平成27年6月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第9号）
この規則は、平成27年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第21号）
この規則は、平成27年12月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第23号）
この規則は、平成28年1月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第26号）
この規則は、平成28年2月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第31号）
この規則は、平成28年3月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第34号）
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する次世代冷媒物性評価研究センターは、平成33年3月31日まで存続するものとする。
 - 附 則（平成28年度九大規則第3号）
この規則は、平成28年6月1日から施行する。
 - 附 則（平成28年度九大規則第8号）
この規則は、平成28年7月1日から施行する。
 - 附 則（平成28年度九大規則第14号）
この規則は、平成28年7月29日から施行する。
 - 附 則（平成28年度九大規則第20号）
この規則は、平成28年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成28年度九大規則第65号）
この規則は、平成28年12月1日から施行する。

- 附 則（平成28年度九大規則第69号）
この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 附 則（平成28年度九大規則第76号）
この規則は、平成29年2月1日から施行する。
- 附 則（平成28年度九大規則第81号）
この規則は、平成29年3月1日から施行する。
- 附 則（平成28年度九大規則第85号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表中のオーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センターを加える規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 附 則（平成29年度九大規則第1号）
この規則は、平成29年5月1日から施行する。
- 附 則（平成29年度九大規則第5号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則（平成29年度九大規則第8号）
この規則は、平成29年10月1日から施行する。
- 附 則（平成29年度九大規則第23号）
この規則は、平成29年11月1日から施行する。
- 附 則（平成29年度九大規則第40号）
この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 附 則（平成29年度九大規則第48号）
この規則は、平成30年2月1日から施行する。
- 附 則（平成29年度九大規則第67号）
- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 - 生物資源環境科学府生物産業創成専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が在学なくなる日までの間、存続するものとする。
- 附 則（平成30年度九大規則第1号）
この規則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 附 則（平成30年度九大規則第11号）
この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第13条の2の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 附 則（平成30年度九大規則第18号）
この規則は、平成30年11月1日から施行する。
- 附 則（平成30年度九大規則第22号）
この規則は、平成30年10月1日から施行する。
- 附 則（平成30年度九大規則第49号）
この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 附 則（平成30年度九大規則第60号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則（令和元年度九大規則第2号）
この規則は、令和元年8月1日から施行する。
- 附 則（令和元年度九大規則第4号）
この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 附 則（令和元年度九大規則第19号）
この規則は、令和元年11月1日から施行する。
- 附 則（令和元年度九大規則第24号）
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - 芸術工学部環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科及び芸術情報設計学

科は、この規則による改正後の九州大学学則第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和2年度九大規則第5号）

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第17号）

この規則は、令和2年10月26日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則（令和2年度九大規則第35号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第41号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 工学部建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科及び機械航空工学科、工学府物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻、化学システム工学専攻、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻及びエネルギー量子工学専攻、システム情報科学府情報学専攻、情報知能工学専攻及び電気電子工学専攻並びに総合理工学府量子プロセス理工学専攻、物質理工学専攻、先端エネルギー理工学専攻、環境エネルギー工学専攻及び大気海洋環境システム学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第3条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該学科又は専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和3年度九大規則第1号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第50号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第55号）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第60号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第62号）

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第67号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 芸術工学府芸術工学専攻及びデザインストラテジー専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和4年度九大規則第4号）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第 号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 統合新領域学府ユーザー感性学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

九州大学学則の一部を改正する規則（案）

令和4年度九大規則第 号
制定：令和 5年 月 日

次の理由により、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 歯学府に口腔科学専攻を設置すること。
- (2) 統合新領域学府ユーザー感性学専攻をユーザー感性スタディーズ専攻に名称変更すること。

(新)	(旧)																								
(略)	(略)																								
(大学院)	(大学院)																								
第4条 本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。	第4条 (同左)																								
2・3 (略)	2・3 (略)																								
第5条 本大学院に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第30条の2第1項で定める研究科等連係課程実施基本組織として置く連係学府を含む。以下同じ。）及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。	第5条 (同左)																								
第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。	第6条 (同左)																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">学 府</th> <th style="width: 70%;">専 攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>歯学府</td> <td>歯学専攻、口腔科学専攻</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>統合新領域学府</td> <td>ユーザー感性スタディーズ専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学 府	専 攻	(略)		歯学府	歯学専攻、口腔科学専攻	(略)		統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">学 府</th> <th style="width: 70%;">専 攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>歯学府</td> <td>歯学専攻</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>統合新領域学府</td> <td>ユーザー感性学専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学 府	専 攻	(略)		歯学府	歯学専攻	(略)		統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻	(略)	
学 府	専 攻																								
(略)																									
歯学府	歯学専攻、口腔科学専攻																								
(略)																									
統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻																								
(略)																									
学 府	専 攻																								
(略)																									
歯学府	歯学専攻																								
(略)																									
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻																								
(略)																									
備考 各学府は、博士課程とする。ただし、 <u>医学系学府医科学専攻及び歯学府口腔科学専攻</u> は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学	備考 各学府は、博士課程とする。ただし、 <u>医学系学府医科学専攻</u> は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の																								

<p>位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。</p> <p>2～8 （略）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。</p> <p>2～8 （略）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
--	---

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 統合新領域学府ユーザー感性学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 入学、再入学、転学及び編入学等（第9条～第17条の3）
- 第3章 教育方法等（第17条の4～第26条）
- 第4章 修了要件及び学位授与（第27条～第32条）
- 第5章 退学、留学及び休学（第33条～第36条）
- 第6章 表彰、除籍及び懲戒（第37条～第40条）
- 第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第41条～第45条）
- 第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生（第46条～第51条）
- 第9章 専門職大学院の教育方法等（第52条～第58条）

附則

第1章 総則
（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第6条第8項の規定に基づき、学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第2条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）の標準修業年限は、5年とする。

【大学院設置基準第4条】

2 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

【大学院設置基準第36条】

3 後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期のみの博士課程」という。）の標準修業年限は、3年とする。

【大学院設置基準第4条】

4 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。

【大学院設置基準第4条】

5 前項の規定にかかわらず、システム生命科学府の博士課程にあつては、この区分を設けないものとする。

6 第4項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」（連係学府にあつては、「博士前期課程」と称する。）及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

7 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

【大学院設置基準第3条】

8 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各学府規則の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

【大学院設置基準第3条】

第3条 専門職学位課程（法務学府実務法学専攻（以下「法科大学院」という。）を除く。）の標準修業年限は、2年とする。

【専門職大学院設置基準第2条】

2 法科大学院の標準修業年限は、3年とする。

【専門職大学院設置基準第18条】

(在学期間の限度)

第4条 九州大学大学院（以下「本大学院」という。）における同一学府の在学期間の限度は、修士課程は4年、博士後期課程及び後期のみの博士課程は6年、一貫制博士課程は10年とする。

2 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程は、8年とする。

第5条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における在学期間の限度は4年とし、法科大学院における在学期間の限度は6年とする。

(定員)

第6条 各学府の学生の定員は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(学年及び学期)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

【学教法規則第163条】

2 学期の区分は、各学府規則において定める。

3 前項に定める各学期は、2つの授業期間に区分することができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第23条】

(休業日)

第8条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

九州大学記念日 5月11日

別に定める春季、夏季及び冬季の各休業日

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第2章 入学、再入学、転学及び編入学等

(入学の時期)

第9条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

【学教法規則第163条】

(修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程の入学資格)

第10条 修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準

を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの **【学教法第102条、学教法規則第155条】**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学させることができる。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】

(博士後期課程及び後期のみの博士課程の入学資格)

第11条 博士後期課程及び後期のみの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第27条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

【学教法第102条、学教法規則第156条】

(医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の入学資格)

第12条 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の

- 課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの **【学教法第102条、学教法規則第155条】**
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、医学系学府医学専攻、歯学学府歯学専攻及び薬学学府臨床薬学専攻の博士課程に入学させることができる。
- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者 **【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】**

(入学資格審査)

第13条 第10条第1項第10号、第11条第8号及び前条第1項第8号の入学資格審査の実施方法等については、学府教授会の議を経て各学府長が別に定める。

(入学の出願)

第13条の2 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者選抜)

第14条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

2 入学者選抜の細部については、学府教授会の議を経て各学府長が別に定める。

第14条の2 本大学院の学府の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程及び後期のみの博士課程へ進学を志願する者については前条の規定を準用するものとする。

(入学の手續及び許可)

第14条の3 総長は、第14条第1項の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに入学料の納付(入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者にあつては、当該免除又は徴収猶予に係る申請)及び所定の書類の提出を完了したものに入学を許可する。

(再入学)

第14条の4 第33条の規定により退学した後、再び同一学府に入学を志願する者については、選考の上、再入学を許可することがある。

(転学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者が、本大学院に転学を願出たときは、学期の始めに限り、考査の上、転学を許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者

(2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者

2 前項の転学願は、当該大学長又は所属研究科等の長の紹介状を添えて、志望する本大学院の学府の長に提出するものとする。

3 第1項により転学を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会の議を経て学府長がその都度決定する。

第16条 本大学院の学府の学生が、他大学の大学院に転学しようとするときは、学府長を経て、総長に転学願を提出するものとする。

2 総長は、転学の事由が適当であると認めるときは、その転学を許可する。

(転学府及び専攻の変更)

第17条 本大学院の学府に在学する者が、本大学院の他の学府に転学府を願い出たときは、当該他の学府の学府長は、学期の始めに限り、考査の上、許可することがある。

2 前項の規定により本大学院の学府の学生が、他の学府に転学府しようとするときは、指導教員を経て、学府長に転学府願を提出し、当該学府長の許可を得るものとする。

3 第1項により転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会の議を経て学府長がその都度決定する。

4 前項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

(編入学)

第17条の2 第11条各号のいずれかに該当する者が、本大学院の一貫制博士課程を置く学府の第3年次に編入学を願い出たときは、考査の上、許可することがある。

2 前項の編入学について必要な事項は、当該学府規則において別に定める。

(再入学等の手続及び許可)

第17条の3 再入学、転学（第16条の転学を除く。）及び編入学（以下「再入学等」という。）に係る手続及び許可については、第14条の3の規定を準用する。

第3章 教育方法等

(教育課程の編成方針)

第17条の4 総長は、本大学院の学府（専門職大学院を除く。）において、当該学府及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定させ、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

【大学院設置基準第11条】

(大学院基幹教育)

第17条の5 本大学院に、学府ごとに編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を大学院基幹教育と称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第17条の6 本大学院に、卓越大学院プログラムを置く。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(未来共創リーダー育成プログラム)

第17条の7 本大学院に、未来共創リーダー育成プログラムを置く。

2 未来共創リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(未来創造コース)

第17条の8 本大学院に、学府ごとに編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を未来創造コースと称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第18条 本大学院の学府の教育は、授業科目の授業及び研究指導（専門職大学院にあっては、授業科目の授業。以下同じ。）によって行うものとする。【大学院設置基準第12条】

2 本大学院の学府は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

3 本大学院の学府は、第1項の授業科目の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

4 本大学院の学府の教育に必要な授業科目、単位、研究指導等については、この規則に定めるもののほか、各学府規則において定める。

(単位の計算方法)

第18条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学府規則に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学府規則に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学府規則に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、当該学府規則に定める時間の授業をもって1単位とする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

(成績評価基準等の明示等)

第18条の3 学府長は、学生に対して、授業科目の授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文（専門職大学院にあっては、学修の成果）に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

【大学院設置基準第14条の2】

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第18条の4 学府長は、当該学府の授業科目の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。【大学院設置基準第14条の3】

(授業科目の選定等)

第19条 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

2 各学府規則で定めるところにより、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府又は学部課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(試験)

第20条 履修した各授業科目の合格又は不合格は、試験又は研究報告によって認定する。

2 前項の試験は、毎学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない

事由のため、受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

(成績)

第21条 各授業科目の成績は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもってあらわし、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

3 不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第22条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。**【大学院設置基準第15条、大学設置基準第28条】**

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程の授業科目を履修する場合について準用する。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第28条】

3 学府長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

【大学院設置基準第13条】

(休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修)

第23条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限)

第24条 前2条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を超えないものとする。**【大学院設置基準第15条、大学設置基準第28条】**

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院の学府に入学した後本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。**【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条】**

2 前項の規定により、各学府において、修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条】

(本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位の上限)

第25条の2 前2条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条】

(長期にわたる教育課程の履修)

第26条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を学府長に申し出たときは、学府教授会の議を経て学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条の2】

第4章 修了要件及び学位授与

(修士課程の修了要件)

第27条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、各学府規則で定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第16条】

第27条の2 第2条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、各学府規則で定めるところにより、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査

【大学院設置基準第16条の2】

(博士課程の修了要件)

第28条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。以下本条において同じ。）の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

- 2 第2条第8項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第27条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

【大学院設置基準第17条】

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により本大学院の学府への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

- 4 各学府規則で定めるところにより、前項の修了要件として、更に所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

(医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件)

第29条 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件は、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に4年以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準44条】

(大学院における在学期間の短縮)

第29条の2 第25条の規定により学生が本大学院の学府に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を本大学院の学府において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院の学府が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

【大学院設置基準18条】

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の第28条第1項(第28条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する博士課程における在学期間(第28条第1項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。)については、適用しない。

【大学院設置基準18条】

(後期のみの博士課程の修了要件)

第29条の3 後期のみの博士課程の修了要件は、後期のみの博士課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、後期のみの博士課程に1年(第27条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者については、当該課程における在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

2 各学府規則で定めるところにより、前項の修了要件として、更に所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

(学位論文等及び最終試験)

第30条 第27条から前条までの最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「学位論文等」という。)を中心とし、これに関連のある授業科目について、行うものとする。

第31条 学位論文等及び最終試験の合格又は不合格は、学府教授会において審査する。

2 論文審査及び最終試験の細部については、別に定める。

(学位の授与)

第32条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者には、九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)の定めるところにより、学位を授与するものとする。

【学教法第104条、学位規則第2条】

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第27条及び第27条の2に規定する修了要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第5章 退学、留学及び休学

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学府長を経て総長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学院等に留学を志願する学生は、学府長に留学願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件としての在学期間に通算することができる。

(休学)

第35条 疾病又は経済的理由のため2月以上修学できない学生は、学府長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

2 前項のほか、特別の事情があると認められたときは、学府長は、休学を許可することができる。

3 疾病のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学府長は、休学を命ずることができる。

4 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学府長の許可を得て、復学することができる。

5 休学した期間は、在学期間に算入しない。

6 休学期間は、修士課程においては2年を、博士後期課程及び後期のみの博士課程においては3年を、一貫制博士課程においては5年を超えることができない。

7 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程における休学期間は4年を超えることができない。

第36条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における休学期間は2年を超えることができない。

2 法科大学院における休学期間は3年を超えることができない。

第6章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

第37条 学生に表彰に値する行為があったときは、総長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第38条 総長は、学府長の報告により学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍する。

(1) 欠席が長期にわたるとき。

(2) 成業の見込みがないとき。

(3) 長期間にわたり行方不明のとき。

(4) 第4条又は第5条に規定する在学期間の限度を超えたとき。

(5) 第35条第6項若しくは第7項又は第36条に規定する休学期間の限度を超えてなお復学できないとき。

第39条 総長は、学生が次の各号のいずれかに該当するとき、当該学生を除籍する。

(1) 入学料の一部を免除された者若しくは免除を不許可とされた者又は入学料の徴収を猶予された者若しくは徴収の猶予を不許可とされた者が、所定の期日までに入学料を納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲戒)

第40条 総長は、学生が九州大学（以下「本学」という。）の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手續その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第41条 入学及び再入学等を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第42条 入学及び再入学等に当たっては、入学料を納付しなければならない。

2 入学料の納付が困難な者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

3 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第43条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。ただし、当該期の授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を申請した者の納期については、この限りでない。

納 付 区 分	納 期
前期（4月1日から9月30日まで）	5月31日まで
後期（10月1日から3月31日まで）	11月30日まで

2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。

3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他やむを得ない特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。

4 前項の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第44条 寄宿舎に入居した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等)

第45条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年度九大会規第12号。以下「費用規程」という。）に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、学府の授業科目のうち一又は複数を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準31条】

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第47条 本学において、学府又は第17条の5第2項に定める大学院基幹教育で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学において、学府の開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第49条 学府において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがあ

る。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の学府又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第51条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

第9章 専門職大学院の教育方法等

(教育課程)

第52条 総長は、専門職大学院において、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

【専門職大学院設置基準第6条】

(教育課程連携協議会)

第52条の2 専門職大学院に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会の任務、組織その他必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第53条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

【専門職大学院設置基準第8条】

2 第18条第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

【専門職大学院設置基準第8条】

(履修科目の登録の上限)

第54条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

【専門職大学院設置基準第12条】

(専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

第55条 第22条(第3項を除く。)、第23条及び第25条第1項の規定により専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第2項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第13条、第14条】

2 前項の規定にかかわらず、第22条(第3項を除く。)、第23条、第25条第1項及び第58条第1項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第2項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて33単位を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める者について法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて49単位を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第21条、第22条】

(専門職学位課程の修了要件)

第56条 専門職学位課程(法科大学院を除く。)の修了の要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、当該学府規則で定められた授業科目を履修し、30単位以上の修得その他の教育課程

の履修により課程を修了することとする。

【専門職大学院設置基準第15条】

2 法科大学院の修了の要件は、法科大学院に3年以上在学し、当該大学院規則で定められた授業科目を履修し、93単位以上の所定の単位を修得することとする。

【専門職大学院設置基準第23条】

3 専門職大学院において、必要と認めるときは、前2項の修了要件としての単位数に、更に単位数を加えることができる。

(専門職学位課程の在学期間の短縮)

第57条 専門職大学院は、第25条第1項の規定により、専門職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第16条】

(法科大学院の法学既修者)

第58条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第56条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第25条】

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第25条】

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本大学院に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学大学院学則(昭和50年5月20日施行)等の規定によるものとする。

附 則(平成16年度九大規則第195号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年度九大規則第32号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年度九大規則第39号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年度九大規則第33号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成19年度九大規則第60号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年度九大規則第39号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年度九大規則第51号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年度九大規則第84号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年度九大規則第82号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年度九大規則第1号)

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則（平成24年度九大規則第30号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第48号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第85号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第55条第2項の規定は、平成26年4月1日に九州大学法務学府実務法学専攻に入学する者から適用し、同年3月31日に同専攻に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第79号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第37号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第4号）

この規則は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年度九大規則第87号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第69号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第62号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第26号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第6号）

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則（以下「新規則」という。）第10条第1項第2号の規定は、平成31年4月1日から適用する。

3 新規則第24条、第25条、第25条の2、第29条の2の規定は、令和2年6月30日から適用する。

附 則（令和2年度九大規則第38号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第43号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第21条及び第56条の規定は、令和3年4月1日に本学に入学する者から適用し、同年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第52号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第69号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第55条の規定は、令和4年4月1日に本学に入学する者から適用し、同年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第 号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		修士課程		博士後期課程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
人文科学府	人文基礎専攻	16	16	7	7	7	187 うち修士課程 112 博士後期課程 75
	歴史空間論専攻	20	20	9	9	9	
	言語・文学専攻	20	20	9	9	9	
	計	56	56	25	25	25	
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻	60	60	35	35	35	225 うち修士課程 120 博士後期課程 105
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	5	5	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	7	7	7	
	計	95	95	40	40	40	
法学府	法政理論専攻	72	62	17	17	17	185 うち修士課程 134 博士後期課程 51
経済学府	経済工学専攻	20 【1】	20 【1】	10 【1】	10 【1】	10 【1】	166 【5】 うち修士課程 94 【2】 博士後期課程 72 【3】
	経済システム専攻	27	27	14	14	14	
	計	47 【1】	47 【1】	24 【1】	24 【1】	24 【1】	

理学府	物理学専攻	41	41	14	14	14	429 うち修士課程 288 博士後期課程 141
	化学専攻	62	62	19	19	19	
	地球惑星科学専攻	41	41	14	14	14	
	計	144	144	47	47	47	
数理学府	数理学専攻	54 【8】	54 【8】	20 【9】	20 【9】	20 【9】	168 【43】 うち修士課程 108 【16】 博士後期課程 60 【27】
医学系学府	医科学専攻	20	20	—	—	—	124 うち修士課程 94 博士後期課程 30
	保健学専攻	27	27	10	10	10	
	計	47	47	10	10	10	
歯学府	口腔科学専攻	6	—	—	—	—	6
薬学府	創薬科学専攻	55	55	12	12	12	146 うち修士課程 110 博士後期課程 36
工学府	材料工学専攻	43	43	10	10	10	※ 1,191 1,171 うち修士課程 ※ 852 832 博士後期課程 339
	応用化学専攻	68	68	18	18	18	
	化学工学専攻	30	30	8	8	8	
	機械工学専攻	73	73	16	16	16	
	水素エネルギーシステム専攻	35	35	9	9	9	
	航空宇宙工学専攻	30	30	10	10	10	
	量子物理工学専攻	30	30	10	10	10	
	船舶海洋工学専攻	25	25	8	8	8	

	地球資源システム工学専攻	20	20	8	8	8	
	共同資源工学専攻	※ 20 10	※ 20 10	—	—	—	
	土木工学専攻	52	52	16	16	16	
	計	※ 426 416	※ 426 416	113	113	113	
芸術工学府	芸術工学専攻	120	120	30	30	—	330 うち修士課程 240 博士後期課程 90
	(芸術工学専攻)	—	—	—	—	25	
	(デザインストラテジー専攻)	—	—	—	—	5	
	計	120	120	30	30	30	
システム情報科学府	情報理工学専攻	105 【2】	105 【2】	29 【3】	29 【3】	29 【3】	475 【18】 うち修士課程 340 【6】 博士後期課程 135 【12】
	電気電子工学専攻	65 【1】	65 【1】	16 【1】	16 【1】	16 【1】	
	計	170 【3】	170 【3】	45 【4】	45 【4】	45 【4】	
総合理工学府	総合理工学専攻	172	172	62	62	62	530 うち修士課程 344 博士後期課程 186
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻	66	66	26	26	26	719 うち修士課程 488 博士後期課程 231
	環境農学専攻	66	66	21	21	21	
	農業資源経済学専攻	13	13	5	5	5	
	生命機能科学専攻	99	99	25	25	25	
	計	244	244	77	77	77	
統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻	10	—	3	—	—	143 うち修士課程

	オートモーティブサイ エンス専攻	21	21	7	7	7	102 博士後期課程 41
	ライブラリーサイエン ス専攻	10	10	3	3	3	
	(ユーザー感性学専攻)	—	30	—	4	4	
	計	41	61	13	14	14	
マス・フォア ・イノベーション 系関係学府		博士前期課程		博士後期課程			〈66〉 うち 博士前期課程 〈24〉 博士後期課程 〈42〉
		〈12〉	〈12〉	〈14〉	〈14〉	〈14〉	
総	計	※ 1,809 1,799	※ 1,813 1,803	570	571	571	※ 5,334 5,314 うち修士課程 ※ 3,622 3,602 博士後期課程 1,712

(備考)

- 1 () を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる。
- 3 工学府共同資源工学専攻及び総計の※付きの数字は、本学及び北海道大学の合計数である。
- 4 〈 〉 を付した数字は関係学府の定員数であり、各関係協力学府の定員数の内数である。
- 5 【 】 を付した数字は関係協力学府から関係学府に割り当てる定員数で、かつ、関係協力学府の定員数の内数である。

別表第2（第6条関係）

（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		博士課程					
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
システム生命科学府	システム生命科学専攻	54	54	54	54	54	270
医学系学府	医学専攻	107	107	107	107	—	428
歯学府	歯学専攻	43	43	43	43	—	172
薬学府	臨床薬学専攻	5	5	5	5	—	20
総	計	209	209	209	209	54	890

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第3（第6条関係）（専門職学位課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員			収 容 定 員
		専 門 職 学 位 課 程			
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	
人間環境学府	実践臨床心理学専攻	30	30	—	60
法務学府	実務法学専攻	45	45	45	135
経済学府	産業マネジメント専攻	45	45	—	90
医学系学府	医療経営・管理学専攻	20	20	—	40
総 計		140	140	45	325

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学大学院通則の一部を改正する規則（案）

令和4年度九大規則第 号
制定：令和 5年 月 日

次の理由により、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）の一部を次のように改正する。

- (1) 歯学府に口腔科学専攻を設置すること。
- (2) 統合新領域学府ユーザー感性学専攻をユーザー感性スタディーズ専攻に名称変更すること。
- (3) その他改組に係る年次進行に伴い学生定員を整備すること。

(新)	(旧)
(略)	(略)
(修業年限等)	(修業年限等)
第2条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）の標準修業年限は、5年とする。	第2条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）の標準修業年限は、5年とする。
2 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。	2 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。
3 (略)	3 (略)
4 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。	4 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。
5～8 (略)	5～8 (略)
(略)	(略)
(在学期間の限度)	(在学期間の限度)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程は、8年とする。	2 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程は、8年とする。
(略)	(略)
(定員)	(定員)
第6条 各学府の学生の定員は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。	第6条 (同左)
(略)	(略)
(医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の入学資格)	(医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の入学資格)
第12条 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	第12条 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認め	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認め

<p>るものを、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(博士課程の修了要件)</p> <p>第28条 博士課程(医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。以下本条において同じ。)の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件)</p> <p>第29条 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件は、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に4年以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(休学)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程における休学期間は4年を超えることができない。</p>	<p>るものを、医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(博士課程の修了要件)</p> <p>第28条 博士課程(医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。以下本条において同じ。)の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件)</p> <p>第29条 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件は、医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に4年以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(休学)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程における休学期間は4年を超えることができない。</p>
---	---

(略)	(略)
別表第1・2 <u>(別紙のとおり)</u>	別表第1・2 <u>(別紙のとおり)</u>
別表第3 (略)	別表第3 (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙)

新

別表第1 (第6条関係) (修士課程及び博士後期課程)

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		修 士 課 程		博 士 後 期 課 程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
(略)							
経済学府	経済工学専攻	20 【1】	20 【1】	10 【1】	10 【1】	10 【1】	166 【5】
	経済システム専攻	27	27	14	14	14	うち修士課程 94 【2】
	計	47 【1】	47 【1】	24 【1】	24 【1】	24 【1】	博士後期課程 72 【3】
(略)							
数理学府	数理学専攻	54 【8】	54 【8】	20 【9】	20 【9】	20 【9】	168 【43】 うち修士課程 108 【16】 博士後期課程 60 【27】
医学系学府	(略)						
歯学府	口腔科学専攻	6	二	二	二	二	6
(略)							
工学府	材料工学専攻	43	43	10	10	10	※1,191 1,171
	応用化学専攻	68	68	18	18	18	うち修士課程 ※852
	化学工学専攻	30	30	8	8	8	832
	機械工学専攻	73	73	16	16	16	博士後期課程 339
	水素エネルギーシステム専攻	35	35	9	9	9	

	航空宇宙工学専攻	30	30	10	10	<u>10</u>	
	量子物理工学専攻	30	30	10	10	<u>10</u>	
	船舶海洋工学専攻	25	25	8	8	<u>8</u>	
	地球資源システム工学専攻	20	20	8	8	8	
	共同資源工学専攻	※20 10	※20 10	—	—	—	
	土木工学専攻	52	52	16	16	<u>16</u>	
	計	※426 416	※426 416	113	113	<u>113</u>	
芸術工学府	芸術工学専攻	120	<u>120</u>	30	<u>30</u>	—	330 うち修士課程 240 博士後期課程 90
	(芸術工学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	25	
	(デザインストラテジー専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	5	
	計	120	120	30	30	30	

システム情報 科学府	情報理工学専攻	105 【2】	105 【2】	29 【3】	29 【3】	<u>29</u> 【3】	475 【18】
	電気電子工学専攻	65 【1】	65 【1】	16 【1】	16 【1】	<u>16</u> 【1】	うち修士課程 340 【6】 博士後期課程 135 【12】
	計	170 【3】	170 【3】	45 【4】	45 【4】	<u>45</u> 【4】	
総合理工学府	総合理工学専攻	172	172	62	62	<u>62</u>	530 うち修士課程 344 博士後期課程 <u>186</u>
(略)							
統合新領域学 府	<u>ユーザー感性スタディ ーズ専攻</u>	<u>10</u>	二	<u>3</u>	二	二	<u>143</u> うち修士課程 <u>102</u> 博士後期課程 <u>41</u>
	オートモーティブサイ エンス専攻	21	21	7	7	7	
	ライブラリーサイエン ス専攻	10	10	3	3	3	
	<u>(ユーザー感性学専攻)</u>	二	<u>30</u>	二	<u>4</u>	<u>4</u>	
	計	<u>41</u>	61	<u>13</u>	14	14	

マス・フォア ・イノベーション 連係学府	博士前期課程		博士後期課程			うち 博士前期課程 〈24〉 博士後期課程 〈42〉
	〈12〉	〈12〉	〈14〉	〈14〉	〈14〉	
						<u>66</u>
総計	<u>1,809</u> <u>1,799</u>	<u>1,813</u> 1,803	<u>570</u>	571	571	<u>5,334</u> <u>5,314</u> うち修士課程 <u>3,622</u> <u>3,602</u> 博士後期課程 <u>1,712</u>

(略)

別表第2 (第6条関係)

(一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程)

(略)

旧

別表第1 (第6条関係) (修士課程及び博士後期課程)

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		修 士 課 程		博 士 後 期 課 程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
(略)							
経済学府	経済工学専攻	20 【1】	20 【1】	10 【1】	10 【1】	10	166 【4】 うち修士課程 94 【2】 博士後期課程 72 【2】
	経済システム専攻	27	27	14	14	14	
	計	47 【1】	47 【1】	24 【1】	24 【1】	24	
(略)							
数理学府	数理学専攻	54 【8】	54 【8】	20 【9】	20 【9】	20	168 【34】 うち修士課程 108 【16】 博士後期課程 60 【18】
医学系学府	(略)						
(略)							
工学府	材料工学専攻	43	43	10	10	—	※1,193 <u>1,173</u> うち修士課程 ※852 832 博士後期課程 <u>341</u>
	応用化学専攻	68	68	18	18	—	
	化学工学専攻	30	30	8	8	—	
	機械工学専攻	73	73	16	16	16	
	水素エネルギーシステム専攻	35	35	9	9	9	

	航空宇宙工学専攻	30	30	10	10	<u>12</u>	
	量子物理工学専攻	30	30	10	10	<u>—</u>	
	船舶海洋工学専攻	25	25	8	8	<u>—</u>	
	地球資源システム工学専攻	20	20	8	8	8	
	共同資源工学専攻	※20 10	※20 10	—	—	—	
	土木工学専攻	52	52	16	16	<u>—</u>	
	(物質創造工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>10</u>	
	(物質プロセス工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>9</u>	
	(材料物性工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>7</u>	
	(化学システム工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>10</u>	
	(建設システム工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>8</u>	
	(都市環境システム工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>8</u>	
	(海洋システム工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>8</u>	
	(エネルギー量子工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>10</u>	
	計	※426 416	※426 416	113	113	<u>115</u>	
芸術工学府	芸術工学専攻	120	—	30	—	—	330 うち修士課程 240 博士後期課程 90
	(芸術工学専攻)	—	<u>92</u>	—	<u>25</u>	25	
	(デザインストラテジー専攻)	—	<u>28</u>	—	<u>5</u>	5	
	計	120	120	30	30	30	

システム情報 科学府	情報理工学専攻	105 【2】	105 【2】	29 【3】	29 【3】	—	475 【14】 うち修士課程 340 【6】 博士後期課程 135 【8】
	電気電子工学専攻	65 【1】	65 【1】	16 【1】	16 【1】	—	
	(情報学専攻)	—	—	—	—	14	
	(情報知能工学専攻)	—	—	—	—	15	
	(電気電子工学専攻)	—	—	—	—	16	
	計	170 【3】	170 【3】	45 【4】	45 【4】	45	
総合理工学府	総合理工学専攻	172	172	62	62	—	528 うち修士課程 344 博士後期課程 184
	(量子プロセス理工学 専攻)	—	—	—	—	14	
	(物質理工学専攻)	—	—	—	—	14	
	(先端エネルギー理工 学専攻)	—	—	—	—	12	
	(環境エネルギー工学 専攻)	—	—	—	—	9	
	(大気海洋環境システ ム学専攻)	—	—	—	—	11	
	計	172	172	62	62	60	
(略)							
統合新領域学 府	ユーザー感性学専攻	30	30	4	4	4	164 うち修士課程 122 博士後期課程 42
	オートモーティブサイ エンス専攻	21	21	7	7	7	
	ライブラリーサイエン ス専攻	10	10	3	3	3	
	計	61	61	14	14	14	

マス・フォア ・イノベーション 関係学府	博士前期課程		博士後期課程			うち 博士前期課程 〈24〉 博士後期課程 〈28〉
	〈12〉	〈12〉	〈14〉	〈14〉	二	
						〈52〉
総計	※1,823 <u>1,813</u>	※1,813 1,803	<u>571</u>	571	571	※5,349 <u>5,329</u> うち修士課程 ※3,636 <u>3,616</u> 博士後期課程 <u>1,713</u>

(略)

別表第2 (第6条関係)

(一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程)

(略)

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により定めるように規定されている事項その他九州大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学が授与する専門職学位は、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位授与は、本学大学院の学府の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「大学院通則」という。）第2条第5項に定める一貫制博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）において、大学院通則第27条及び第27条の2に規定する修了要件を満たした者に対し授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位授与は、本学大学院の学府の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

(専門職学位の授与の要件)

第6条 専門職学位の授与は、本学大学院の学府の専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与)

第7条 修士の学位授与に関して必要な事項は、各学府規則で定める。

(博士論文の提出)

第8条 博士論文（以下「論文」という。）は、博士後期課程にあつては2年以上（法科大学院の課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合にあつては1年以上）、医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程（以下「医学系、歯学及び薬学の博士課程」という。）にあつては3年以上、一貫制博士課程にあつては4年以上在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、在学期間が博士後期課程にあつては2年、医学系、歯学及び薬学の博士課程にあつては3年、一貫制博士課程にあつては4年に満たなくても論文を提出させることができる。

3 論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は、各学府規則で定める。ただし、博士後期課程、医学系、歯学及び薬学の博士課程又は一貫制博士課程に所定の年限在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学の上、別に定める期間内に論文を提出することができる。

4 論文は、論文審査願に、論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え、当該学府長を経て総長に提出するものとする。

第9条 論文は、1編とし、2通を提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 総長は、審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることがある。

3 受理した論文は、返還しない。

(論文の審査)

第10条 総長は、論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。

2 前項の審査は、論文を受理した後1年以内に終了するものとする。

- 第11条 学府教授会は、前条第1項により付託された論文を審査するため、論文調査委員（以下「調査委員」という。）を定めて、その論文の調査及び最終試験を行わせる。
- 2 調査委員は、3名以上とし、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。
- 第12条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第13条 調査委員は、論文調査及び最終試験を終了したときは、調査及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって、学府教授会に報告しなければならない。
- 第14条 学府教授会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審査する。
- 2 前項の審査は、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成があることを必要とする。
（審査結果の報告）
- 第15条 学府教授会は、前条の審査の結果を文書をもって、総長に報告しなければならない。
（論文提出による博士）
- 第16条 第5条に定めるもののほか、博士の学位授与は、本学大学院の学府の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。
- 2 第8条第3項ただし書に規定する者が、退学の上、同項ただし書に定める期間を経過した後論文を提出した場合も、前項の例による。
- 3 前2項により博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に、学位論文2通、同目録、論文要旨及び履歴書各1通並びに総長が定める審査手数料を添え、関係学府を経て、総長に提出しなければならない。
- 4 既納の審査手数料は、返還しない。
- 5 第9条の規定は、第3項の規定による学位の請求に準用する。
- 第17条 総長は、前条による論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。
- 2 学府教授会は、調査委員を定めて、その論文の調査及び学力の確認を行わせる。
- 3 第10条第2項及び第11条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。
- 第18条 論文の調査にあたっては、原則として試験を行う。
- 2 試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第19条 学力の確認は、試問による。
- 2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻分野に関し本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、各学府教授会において定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、十分な研究歴と顕著な研究業績を有する者については、試問以外の方法により学力の確認を行うことができる。
- 第20条 前2条の規定による論文の調査及び学力の確認の結果の取扱いについては、第13条から第15条までの規定を準用する。
（専門職学位の授与）
- 第21条 専門職学位の授与に関して必要な事項は、専門職大学院の課程を置く学府の各学府規則で定める。
（学位記の授与）
- 第22条 総長は、第15条（第20条において準用する場合を含む。）の報告を踏まえ、学位を授与すべきか否かを決定し、博士の学位を授与すべき者に学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 2 総長は、卒業並びに修士課程及び専門職大学院の課程修了の審査結果の報告を踏まえ、学位を授与すべきか否かを決定し、学士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与すべき者に学位記を授与する。
（学位授与の報告等）

第23条 総長は、前条第1項により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第24条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学府の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該学府は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項及び第2項により論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを、明記しなければならない。

第25条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「九州大学」と付記しなければならない。ただし、共同教育課程に係る学位にあっては、本学に加え、当該共同教育課程を編成する他の大学の名称を付記しなければならない。

(学位の名称)

第26条 第2条の学位(法務博士(専門職)を除く。)を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあっては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあっては別表第2のとおりとし、専門職学位にあっては、別表第3のとおりとする。

(学位授与の取消)

第27条 本学において学位を授与された者が不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の荣誉を汚辱する行為があったときは、総長は、教育研究評議会の議を経て、既に与えた学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教育研究評議会において前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成があることを必要とする。

(学位記等の様式)

第28条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本学に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者(21世紀プログラムの教育を受ける学生を除く。)については、九州大学学位規則(昭和32年11月19日施行)の規定によるものとする。

3 九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)附則第4項に規定する者に授与する学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

(1) 九州芸術工科大学芸術工学部の課程を修めて卒業した者に授与する学位記の様式

学 位 記		
学 部 印	氏 名	
	年 月 日 生	
本学において九州芸術工科大学芸術工学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める		
年 月 日	九州芸術工科大学教育課程担当 九州大学芸術工学部長	印

本学芸術工学部長の認定により学士（芸術工学）の学位を授与する

大学印

九州大学総長

印

第 号

(2) 九州芸術工科大学大学院の博士前期課程を修めて修士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学位記

学府印

氏名
年 月 日生

本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士前期課程を修めたことを認める

年 月 日

九州芸術工科大学大学院教育課程担当
九州大学大学院芸術工学府長

印

本学大学院芸術工学府長の認定により修士（芸術工学）の学位を授与する

大学印

九州大学総長

印

芸術第 号

(3) 九州芸術工科大学大学院の博士課程を修めて博士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学位記

学府印

氏名
年 月 日生

本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める

年 月 日

九州芸術工科大学大学院教育課程担当
九州大学大学院芸術工学府長

印

本学大学院芸術工学府長の認定により博士（〇〇）の学位を授与する

大学印

九州大学総長

印

芸術甲第 号

4 21世紀プログラムの課程を修了した者に授与する学位の名称は、第26条の規定にかかわらず、学士（学術）とし、学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

第 号
学 位 記
氏 名 年 月 日 生
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">大学印</div>
<p>本学所定の21世紀プログラムの 課程を修めたので本学の卒業を認め 学士（学術）の学位を授与する</p>
年 月 日
九州大学総長
印

No.
KYUSHU UNIVERSITY
hereby confers upon
Name
Date of Birth:○○
the Degree of
Bachelor of Arts and Science
having completed the prescribed program
of the 21st Century Program
(○○)
Date
Name
President
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">大学印</div>

5 博士課程（博士課程教育リーディングプログラム）を修了した者に授与する学位の名称は、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

△博甲第
号
学 位 記
氏 名 年 月 日 生

本学大学院〇〇学府〇〇専攻の博士課程（□□□□□□□□□□）において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する

日 年 月

九州大学

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon
Name
Date of Birth: 〇〇
the Degree of
Doctor of 〇〇
having passed the prescribed final examination
and completed a doctoral dissertation
in the Graduate School of 〇
(〇〇)
with additional completion of □□□□
Date

Name
President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入し、□印の箇所は博士課程教育リーディングプログラムの名称を記入する。

- 附 則（平成16年度九大規則203号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則（平成17年度九大規則第55号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則（平成18年度九大規則第19号）
この規則は、平成18年6月1日から施行する。
- 附 則（平成18年度九大規則第118号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則（平成20年度九大規則第74号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則（平成22年度九大規則第11号）
- この規則は、平成22年6月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
 - 平成22年3月31日に九州大学大学院薬学府の修士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規

則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第151号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第113号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第4号）

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則（平成24年度九大規則第35号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第92号）

1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学位規則（以下「新規則」という。）第23条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 新規則第24条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

4 新規則別記様式の規定は、施行日以後に授与する学位記について適用し、同日前に授与する学位記については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第116号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日までに九州大学大学院比較社会文化学府に入学した者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第141号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第54号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第106号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第101号）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第53号）

この規則は、平成31年1月15日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第87号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第33号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第37号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第61号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学位規則の第5条により博士課程を修了した者に授与する学位記の様式は、令和3年4月1日に本学大学院博士課程に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学大学院博士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第116号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（学士の学位）

学 部	学 位 の 名 称
共創学部	学士（学術）
文学部	学士（文学）
教育学部	学士（教育学）
法学部	学士（法学）
経済学部	学士（経済学）
理学部	学士（理学）
医学部	学士（医学） 学士（生命医科学） 学士（看護学） 学士（保健学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	学士（創薬科学） 学士（薬学）
工学部	学士（工学）
芸術工学部	学士（芸術工学）
農学部	学士（農学）

別表第2（修士の学位及び博士の学位）

学 府	学 位 の 名 称	
	修 士	博 士
人文科学府	修士（文学）	博士（文学）
地球社会統合科学府	修士（学術） 修士（理学）	博士（学術） 博士（理学）
人間環境学府（臨床実践心理学専攻を除く。）	修士（人間環境学） 修士（文学） 修士（教育学） 修士（心理学） 修士（工学）	博士（人間環境学） 博士（文学） 博士（教育学） 博士（心理学） 博士（工学）
法学府	修士（法学）	博士（法学）

経済学府（産業マネジメント専攻を除く。）	修士（経済学）	博士（経済学）
理学府	修士（理学）	博士（理学）
数理学府	修士（数理学） 修士（技術数理学）	博士（数理学） 博士（機能数理学）
システム生命科学府	修士（システム生命科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（情報科学）	博士（システム生命科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（情報科学）
医学系学府（医療経営・管理学専攻を除く。）	修士（医科学） 修士（看護学） 修士（保健学）	博士（医学） 博士（看護学） 博士（保健学）
歯学府	—————	博士（歯学） 博士（臨床歯学） 博士（学術）
薬学府	修士（創薬科学）	博士（創薬科学） 博士（臨床薬学）
工学府	修士（工学）	博士（工学）
芸術工学府	修士（芸術工学） 修士（デザインストラテジー）	博士（芸術工学） 博士（工学）
システム情報科学府	修士（情報科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（情報科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
総合理工学府	修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
生物資源環境科学府	修士（農学）	博士（農学）
統合新領域学府	修士（感性学） 修士（芸術工学） 修士（工学） 修士（オートモーティブサイエンス） 修士（ライブラリーサイエンス） 修士（学術）	博士（感性学） 博士（芸術工学） 博士（工学） 博士（オートモーティブサイエンス） 博士（ライブラリーサイエンス） 博士（学術）
マス・フォア・イノベーション連係学府	修士（数理学） 修士（技術数理学） 修士（情報科学）	博士（数理学） 博士（機能数理学） 博士（情報科学）

修士（理学）	博士（理学）
修士（工学）	博士（工学）
修士（学術）	博士（学術）
修士（経済学）	博士（経済学）

別表第3（専門職学位）

専門職大学院	学位の名称
人間環境学府実践臨床心理学専攻	臨床心理修士（専門職）
経済学府産業マネジメント専攻	経営修士（専門職）
医学系学府医療経営・管理学専攻	医療経営・管理学修士（専門職）
法科大学院 （法務学府実務法学専攻）	法務博士（専門職）

別記様式

(1) 第3条により本学を卒業した者に授与する学位記の様式

第 号
<p>学 位 記</p> <p style="margin-left: 100px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日 生</p>
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 30px; margin-left: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 大学印 </div> <p style="margin-top: 20px;">本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">九州大学〇〇学部長</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div> </div> <p style="margin-top: 20px;">本学〇〇学部長の認定により本学を卒業したことを認め 学士（〇〇）の学位を授与する</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">九州大学総長</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div> </div>

No.
<p>KYUSHU UNIVERSITY</p> <p>hereby confers upon</p> <p style="margin-left: 40px;">Name</p> <p>Date of Birth: 〇〇</p>

the Degree of
Bachelor of ○○
having completed the prescribed program
of the School of ○○
(○○)
Date

大学印

Name
Dean of the School of ○○
Name
President

- (2) 第4条第1項により修士課程（共同教育課程及びマス・フォア・イノベーション関係学
府を除く。）を修了した者に授与する学位記の様式

△修第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日 生

本学大学院○○学府○○専攻の修士課程を修了したので
修士（○○）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: ○○

the Degree of

Master of ○○

having completed the Master's Program
in the Graduate School of ○○

(○○)

Date

大学印

Name
President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(3) 第4条第1項により修士課程（共同教育課程）を修了した者に授与する学位記の様式

△修第 号	
学 位 記	氏 名
	年 月 日 生
九州大学大学院○○学府及び□□大学大学院◇◇研究科 の◎◎専攻の修士課程を修了したので修士（○○）の学位 を授与する	
年 月 日	
九 州 大 学	大学印
□ □ 大 学	大学印

No.	
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: ○○	
the Degree of	
Master of ○○	
having completed the Master's Program	
in the Graduate School of ○○, Kyushu University	
and the Graduate School of △△, □□	
(◎◎)	
Date	
大学印	Name President of Kyushu University
大学印	Name President of □□ University

備考1 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

2 □印の箇所は共同教育課程を構成する大学（本学を除く。）、◇印の箇所は構成大学の共同教育課程を編成する研究科の名称を記入する。

3 ◎印の箇所は共同教育課程における専攻の名称を記入する。

(4) 第4条第1項により修士課程（マス・フォア・イノベーション関係学府）を修了した者に授与する学位記の様式

マ修第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日 生

本学大学院数理学府、システム情報科学府及び経済学府との
緊密な関係と協力の下、横断的な分野に係る教育課程を実施
する大学院マス・フォア・イノベーション関係学府の博士前
期課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: 〇〇

the Degree of

Master of 〇〇

having completed the Master's Program
in the Joint Graduate School of Mathematics
for Innovation

which offers cross-disciplinary
educational programs through
the collaboration

of the Graduate School of Mathematics,
the Graduate School of Information Science
and Electrical Engineering,
and the Graduate School of Economics.

Date

大学印

Name

President

(5) 第4条第2項により修士課程の修了に相当する要件を満たした者に授与する学位記の様式

△修第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日 生	
<p>本学大学院○○学府○○専攻において修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士（○○）の学位を授与する</p>	
年 月	大学印
日	
九 州 大 学	

No.	
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: ○○	
the Degree of	
Master of ○○	
having completed the requirement	
for a Master's Qualification	
in the Graduate School of ○	
(○○)	
Date	
大学印	Name President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(6) 第5条により博士課程（マス・フォア・イノベーション連係学府及び未来共創リーダー育成プログラムを除く。）を修了した者に授与する学位記の様式

△博甲第	
号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日 生	

本学大学院〇〇学府〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格をしたので博士（〇〇）の学位を授与する

日 年 月 大学印

九州大学

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon
Name
Date of Birth: 〇〇
the Degree of
Doctor of 〇〇

having passed the prescribed final examination
and completed a doctoral dissertation
in the Graduate School of 〇
(〇〇)
Date

大学印 Name
President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (7) 第5条により博士課程（マス・フォア・イノベーション関係学府）を修了した者に授与する学位記の様式

マス博甲第

号

学 位 記

氏 名
年 月 日 生

本学大学院数理学府、システム情報科学府及び経済学府との緊密な関係と協力の下、横断的な分野に係る教育課程を実施する大学院マス・フォア・イノベーション関係学府の博士課程（マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム）において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）

の学位を授与する

日 年 月 大学印

九州大学

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: ○○

the Degree of

Doctor of ○○

having passed the prescribed final examination
and completed a doctoral dissertation

in the Joint Graduate School of Mathematics
for Innovation

which offers cross-disciplinary
educational programs through

the collaboration

of the Graduate School of Mathematics,
the Graduate School of Information Science

and Electrical Engineering,

and the Graduate School of Economics.

Date

大学印

Name
President

(8) 第5条により博士課程（未来共創リーダー育成プログラム）を修了した者に授与する学位記の様式

号

△博甲第

学位記

氏名
年月日生

本学大学院○○学府○○専攻の博士課程（未来共創リーダー育成プログラム）において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学

位を授与する

日 年 月 大学印
九州大学

No.
KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon
Name
Date of Birth: ○○
the Degree of
Doctor of ○○
having passed the prescribed final examination
and completed a doctoral dissertation
in the Graduate School of ○○
(○○)
with additional completion of Graduate Program of
Interdisciplinary Policy Analysis and Design
Date

大学印 Name
President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (9) 第6条により専門職学位課程を修了した者（法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者を除く。）に授与する学位記の様式

△専第 号

学 位 記
氏 名
年 月 日 生

本学大学院○○学府○○専攻の専門職学位課程を修了したので修士（専門職）の学位を授与する

年 月 日
九州大学 大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon
Name
Date of Birth: ○○
the Degree of
Master of ○○
having completed the Professional Degree Program
in the Graduate School of ○
(○○)
Date

Name
President

大学印

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(10) 第6条により法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者に授与する学位記の様式

法専第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日 生

本学法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon
Name
Date of Birth: ○○
the Degree of

Juris Doctor
having completed the Professional Degree Program
in the Law School
(Legal Practice)
Date

大学印

Name
President

(11) 第16条により博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認をされた者に授与する学位記の様式

△博乙第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日 生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: 〇〇

the Degree of

Doctor of 〇〇

having submitted a doctoral dissertation and
successfully fulfilled all the requirements

Date

大学印

Name
President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(12) 学位申請関係書類の様式

ア 第8条第4項による学位論文審査願様式

年 月 日
九州大学総長殿
○○学府○○学専攻 ○○年入学 氏名
学位論文審査願
このたび博士の学位を受けたいので、九州大学学位規則第8条により、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたしますから御審査ください。
記
1 主論文 1編 冊 2通
2 参考論文 編 冊 1通
3 論文目録
4 論文要旨
5 履歴書

イ 第16条第3項による学位申請書様式

年 月 日
九州大学総長殿
本籍： 氏名：
学位申請書
貴学学位規則第16条により、博士の学位を受けたいので、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたします。 なお所定の手数料を納入いたします。
記
1 主論文 1編 冊 2通
2 参考論文 編 冊 1通
3 論文目録

- 4 論文要旨
- 5 履歴書

ウ 添付書類の様式

① 論文目録様式

論 文 目 録		区分	甲乙
氏 名			
主論文 1 編〇冊			
題 名			
(印刷公表の方法及びその時期 (未公開の場合は予定を記入))			
参考論文 〇編〇冊			
題 名			
1			
2 (同上)			
3			
備考			
1 論文題名が外国語の場合は、訳を付すること。			
2 未公表の論文の場合は、原稿の枚数を記入すること。			
3 参考論文が 2 以上ある場合は、その題名を列記すること。			

② 履歴書様式

履 歴 書		区分	甲乙
(ふりがな) 氏 名		年 月 日生	男 女
生 年 月 日			
本 籍 (都道府県名)	都 道 府 県		
現 住 所	都道 府県	区市 郡	町 番地 村
学 歴	年 月 日		

職 歴 年 月 日

 年 月 日

研究歴 年 月 日

 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏

名

備考

- 1 学歴は、新制大学卒業以後又は最終学歴を記載すること。
- 2 研究歴には研究した事項とその期間を明記すること。なお、学歴又は職歴に記載した期間中に研究歴に当たるものがある場合は、それについても記入すること。

九州大学大学院統合新領域学府規則（案）

平成20年度九大規則第103号
制 定：平成21年 3月25日
最終改正：令和 5年 月 日
（令和4年度九大規則第 号）

（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府規則において定めるよう規定されている事項及び九州大学大学院統合新領域学府（以下「本学府」という。）において必要と認める事項を定めるものとする。

（教育研究上の目的）

第1条の2 本学府は、科学的な知の統合と創造を通じて、現代の科学や社会が問いかける複合的かつ根源的な課題の究明に取り組み、その知的成果を社会に還元するとともに、自らそのような知の担い手として活躍する高度な専門人材を組織的に養成する。

（入学資格）

第2条 本学府の修士課程に入学できる者は、通則第10条のとおりとする。

第3条 本学府の博士後期課程に入学できる者は、通則第11条のとおりとする。

第4条 入学を志願する者に対する考査は、学力検査、出身大学の成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

2 学力検査の方法については、本学府教授会の議を経て統合新領域学府長（以下「本学府長」という。）が定める。

（学期）

第5条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

（授業及び研究指導）

第6条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目、単位、履修方法、試験等）

第7条 授業科目、単位及び履修方法は、ユーザー感性スタディーズ専攻にあっては別表第1、オートモーティブサイエンス専攻（次項に規定するオートモーティブサイエンスグローバルコースを除く。）にあっては別表第2、ライブラリーサイエンス専攻にあっては別表第3のとおりとする。

2 本学府オートモーティブサイエンス専攻修士課程及び博士後期課程に国際コース（英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。）として、オートモーティブサイエンスグローバルコースを置き、その授業科目、単位及び履修方法は、別表第4のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

4 単位計算の基準は、講義及び演習については15時間をもって1単位、実験及び実習については30時間又は45時間をもって1単位とする。

第8条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、指導教員の指示に従って選定し、本学府長に届け出なければならない。

2 学府において、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が特に必要があると認めるときは、課程修了の要件となる単位に充当することができる。

第9条 試験は、履修した各授業科目につき、その授業科目の授業終了の学期末又は学年末に行うものとする。

第10条 単位修得の認定は、本学府教授会の議を経て、本学府長がこれを行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第11条 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、ユーザー感性スタディーズ専攻修士課程にあつては6単位、オートモーティブサイエンス専攻修士課程にあつては4単位（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては8単位）、ライブラリーサイエンス専攻修士課程にあつては4単位を限度として課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

3 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 本学府の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

(修士課程の修了要件)

第13条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、ユーザー感性スタディーズ専攻にあつては36単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては38単位以上（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては30単位以上）、ライブラリーサイエンス専攻にあつては36単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文（ユーザー感性スタディーズ専攻にあつては修士論文又は特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第14条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、次の各号に掲げる単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。この場合において、他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては、博士後期課程において、ユーザー感性スタディーズ専攻にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては4単位以上）、ライブラリーサイエンス専攻にあつては14単位以上を修得しなければならない。

(1) ユーザー感性スタディーズ専攻 48単位以上

(2) オートモーティブサイエンス専攻 53単位以上（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては34単位以上）

(3) ライブラリーサイエンス専攻 50単位以上

2 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以

上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について、ユーザー感性スタディーズ専攻にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては4単位以上）、ライブラリーサイエンス専攻にあつては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

（学位論文及び最終試験）

第15条 修士論文（ユーザー感性スタディーズ専攻にあつては修士論文又は特定の課題についての研究の成果）は、在学期間中、本学府の定める期間までに、指導教員を経て、本学府長に提出しなければならない。

第16条 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の承認を得て提出するものとする。ただし、本学府教授会の議を経て、本学府長が優れた研究業績を上げたと認めた者は、博士後期課程における在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

第17条 最終試験は、学位論文を提出した者について行うものとする。

（科目等履修生）

第18条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第2項に定めるところによる。

第19条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があつた者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第20条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第9条及び第10条の規定を準用する。

第21条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

（雑則）

第22条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第105号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第120号）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成23年度に本学府に入学する者から適用し、平成23年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第66号）

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則第12条の規定は、平成23年10月1日に本学府に入学する者から適用し、同年9月30日に本学府に在学し、同年10月

1 日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第138号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則（別表第3を除く。）は、平成24年度に本学府に入学する者から適用し、平成24年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年度九大規則第19号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第120号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成25年10月1日に本学府に入学する者から適用し、平成25年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第75号）

この規則は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第150号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成26年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第176号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、平成27年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成27年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大規則第79号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成28年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成28年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第142号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則別表第2及び別表第3の規定は、平成29年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成29年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第135号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成30年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成30年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第120号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、平成31年4月1日に本学

府に入学する者から適用し、平成31年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第71号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、令和2年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和2年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大規則第111号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、令和3年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第111号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、令和4年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和4年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第 号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、令和5年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和5年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表第 1

ユーザー感性スタディーズ専攻

(修士課程)

一 履修方法

1 から 6 までに掲げる単位を含む 36 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「学府共通科目」について「統合新領域最先端セミナー」を含む 1 科目 1 単位以上
2. 科目区分「特別研究」について 2 科目 8 単位
3. 科目区分「ユーザー感性スタディーズ基礎」について「越境ゼミ (1)」、「ユーザー感性スタディーズ概論」及び「融合・越境リテラシー」を含む 3 科目 5 単位
4. 科目区分「PTL・インターンシップ」について「越境・融合型 PTL I」及び「越境・融合型 PTL II」を含む 2 科目 8 単位
5. 科目区分「ユーザー感性スタディーズ推奨科目」から 10 単位
6. 次に掲げる科目について 4 単位以上
 - (1) ユーザー感性スタディーズ専攻の授業科目 (ただし、上記 2. から 5. までの単位として修得した単位を除く。)
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目 (大学院基幹教育科目を含む。)

二 授業科目

科目区分		授業科目	単位
学府共通科目		統合新領域最先端セミナー	1
		英語科学論文の書き方と国際会議でのプレゼンテーション技術	1
専攻共通科目	特別研究	特別研究 (1)	4
		特別研究 (2)	4
	ユーザー感性スタディーズ基礎	越境ゼミ (1)	1
		越境ゼミ (2)	1
		ユーザー感性スタディーズ概論	2
		融合・越境リテラシー	2
	PTL・インターンシップ	インターンシップ	2
		越境・融合型 PTL I	4
		越境・融合型 PTL II	4
		ユーザー感性スタディーズプロジェクト	2

ユーザー感性 スタディーズ 推奨科目	人間理解科目	感性人類学	1
		適応行動論（1）	1
		適応行動論（2）	1
		感性哲学	1
		感性生理心理学（1）	1
		感性生理心理学（2）	1
		感性生理心理学演習（1）	2
		感性生理心理学演習（2）	2
	共生科目	文化と発達	2
		実践形成型フィールドワーク演習	1
		人間発達学	2
		人間共生論	2
	共創科目	メディアコミュニケーションデザイン論	1
		情報価値編集論	1
		地域マテリアルデザイン論	2
		デザイン価値創出論	1
		感性価値認知論	1
		感性価値マネジメント論	1
		ユーザー参加型デザイン論	1
		記号過程デザイン論	1
ミュージアム実践論		1	

(博士後期課程)

一 履修方法

科目区分「特別研究」 1科目 12単位以上を修得しなければならない。

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
特別研究	ユーザー感性学特別研究	12
分野専門科目	上級越境ゼミ(1)	1
	上級越境ゼミ(2)	1
	ユーザー感性スタディーズ特論	2
	上級越境・融合型PTL I	4
	上級越境・融合型PTL II	4

別表第2

オートモーティブサイエンス専攻

(修士課程)

一 履修方法

1 から 4 までに掲げる単位を含む 38 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「学府共通科目」について「統合新領域最先端セミナー」を含む1科目1単位以上
2. 科目区分「専攻共通科目」について(1)から(3)に掲げる単位を含む16単位以上
 - (1) 科目区分「オートモーティブサイエンス基礎」について2科目5単位
 - (2) 科目区分「特別研究」について4科目8単位
 - (3) 科目区分「インターンシップ」のうちインターンシップⅠについて1科目3単位
3. 科目区分「分野専門科目」のうち自らが履修する分野について7科目14単位（自らが履修する分野の概論科目1科目2単位を含む。）
4. 次に掲げる科目について7単位以上（ただし、(2)及び(3)の授業科目で課程修了の要件となる単位に含めることができるのは、4単位までとする。）
 - (1) オートモーティブサイエンス専攻の授業科目（ただし、上記2及び3の単位として修得した単位を除く。）
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目（大学院基幹教育科目を含む。）

二 授業科目

科目区分		授業科目	単位
学府共通科目		統合新領域最先端セミナー	1
		英語科学論文の書き方と国際会議でのプレゼンテーション技術	1
専攻共通科目	オートモーティブサイエンス基礎	オートモーティブサイエンス概論	1
		国際コミュニケーション演習	4
	特別研究	オートモーティブサイエンス演習Ⅰ	2
		オートモーティブサイエンス演習Ⅱ	2
		オートモーティブサイエンス演習Ⅲ	2
		オートモーティブサイエンス演習Ⅳ	2
	インターンシップ	インターンシップⅠ	3
		インターンシップⅡ	2
		インターンシップⅢ	2
		インターンシップⅣ	2

分野専門 科目	先端材料科学 分野	概論科目	オートモーティブ先端材料科学概論	2
			自動車用金属材料学	2
			自動車用材料の接合および複合学	2
			塑性変形学	2
			自動車用材料制御学	2
			エネルギー材料科学	2
			自動車用高分子材料学	2
			セラミック材料物性学	2
			自動車用触媒科学	2
			オートモーティブ環境科学 I	2
			自動車用表示材料特論	2
			自動車用半導体デバイス基礎	2
		ダイナミクス 分野	概論科目	オートモーティブダイナミクス概論
	構造・動力学特論			2
	構造・動力学演習			2
	自動車空気力学特論			2
	自動車空気力学演習			2
	自動車動力源特論			2
	自動車動力源演習			2
	モータールソース環境科学			2
	自動車強度学特論			2
	高剛性自動車構造学特論	2		
情報制御学 分野	概論科目	オートモーティブ情報制御学概論	2	
			組込みハードウェア特論	2

		組込みソフトウェア特論	2
		ロバスト制御特論	2
		移動体通信基礎論	2
		自動車センサーシステム特論	2
		自動車パワーエレクトロニクス特論	2
		自動車情報計測制御演習	2
		自動車情報計測制御実習	2
		超伝導応用システム特論	2
		自動車電子デバイス特論	2
人間科学分野	概論科目	オートモーティブ人間科学概論	2
		エクステリア・エアロ デザイン	2
		インテリア・インタフェース デザイン	2
		自動車感性評価学	2
		交通心理学研究法	2
		交通心理学	2
		自動車安全文化論	2
		都市交通論	2
		車と人間	2
		海外都市計画	2
		交通流工学	2
		オートモーティブ環境科学Ⅱ	2
	社会科学分野	概論科目	オートモーティブ社会科学概論
		経営管理特論	2
		企業戦略マネジメント	2

	イノベーション・マネジメント	2
	プロダクション・マネジメント	2
	市場システム分析	2
	グローバル経営	2
	エコロジーの経済	2
	交通の経済学	2
	生産管理	2

(博士後期課程)

一 履修方法

1 から 3 までに掲げる単位を含め 1 5 単位以上修得しなければならない。

1. 科目区分「専攻共通科目」について「上級国際コミュニケーション演習」 2 単位
2. 科目区分「専攻共通科目」について「オートモーティブサイエンス特論」 1 単位
3. 科目区分「特別研究」について 1 科目 1 2 単位

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目	上級国際コミュニケーション演習	2
	インターンシップ	3
	オートモーティブサイエンス特論	1
特別研究	オートモーティブサイエンス特別研究A	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究B	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究C	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究D	1 2
	オートモーティブサイエンス特別研究E	1 2

別表第3

ライブラリーサイエンス専攻

(修士課程)

一 履修方法

1 から 6 までに掲げる単位を含む 3 6 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「学府共通科目」について「統合新領域最先端セミナー」を含む 1 科目 1 単位以上
2. 科目区分「特別研究」について 2 科目 6 単位
3. 科目区分「基礎科目」について 1 科目 1 単位
4. 科目区分「PTL・インターンシップ科目」について 2 科目 3 単位又は 2 科目 4 単位
5. 科目区分「専門科目」について 2 1 単位
6. 次に掲げる科目について 4 単位以上（ただし、(2) 及び (3) の授業科目で課程修了の要件とする単位に含めることができるのは、4 単位までとする。）
 - (1) ライブラリーサイエンス専攻の授業科目（ただし、上記 2 から 5 までの単位として修得した単位を除く。）
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目（大学院基幹教育科目を含む。）

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
学府共通科目	統合新領域最先端セミナー	1
	英語科学論文の書き方と国際会議でのプレゼンテーション技術	1
特別研究	特別研究 I	2
	特別研究 II	4
基礎科目	ライブラリーサイエンス概論	1
PTL・インターンシップ科目	ライブラリーサイエンス PTL I	2
	ライブラリーサイエンス PTL II	2
	インターンシップ	1
専門科目	電子資料開発論	2
	情報サービスと著作権	2
	情報資源保存論	2
	図書館マネジメント論	2
	図書館行政論	1

学術情報流通論	1
レファレンスサービス論	2
ライブラリー資料論	2
ライブラリー特殊資料論	2
文書記録マネジメント論	2
文書記録管理政策論	2
文書記録資料論	2
文書記録特殊資料論	2
情報評価分析論	2
数理統計	2
データマイニング	2
情報セキュリティ論	1
データベース演習	2
構造化文書運用演習	2
公文書評価選別論	2
情報マネジメント論	2
情報システム論	2
現代情報法制論	1
学習科学	2
LSS特別講義 1	1
LSS特別講義 2	1
文書記録サービス論	2
質的データ分析	2
文書記録活動論	2

(博士後期課程)

一 履修方法

1 及び 2 に掲げる単位を含め 1 4 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「特別研究」について 1 科目 1 2 単位

2. 科目区分「専攻共通科目」について 2 科目 2 単位

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
特別研究	ライブラリーサイエンス特別研究	1 2
専攻共通科目	ライブラリーサイエンス特別演習	1
	ライブラリーサイエンス講究	1

別表第4

オートモーティブサイエンスグローバルコース

(修士課程)

一 履修方法

- 1 から4 までに掲げる単位を含む30 単位以上を修得しなければならない。
1. 科目区分「能力開発特別スクーリング科目」について6 科目12 単位
 2. 科目区分「基本科目」について「Corporate Strategy in Automotive Industry」、
「Automotive Science and Engineering」及び「Automotive Advanced Science」を含む4 科目8 単位
 3. 科目区分「高等専門科目」について1 科目2 単位
 4. 次に掲げる科目について8 単位以上
 - (1) 科目区分「基本科目」又は「高等専門科目」（ただし、上記2 及び3 の単位として修得した単位を除く。）
 - (2) オートモーティブサイエンス専攻で開講される英語による授業科目
 - (3) 本学府他専攻で開講される英語による授業科目
 - (4) 他学府で開講される英語による授業科目

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
能力開発特別スクーリング科目	International Communication Seminar 1	2
	International Communication Seminar 2	2
	Automotive Science Seminar 1	2
	Automotive Science Seminar 2	2
	Automotive Science Seminar 3	2
	Automotive Science Seminar 4	2
基本科目	Automotive Advanced Material Science	2
	Automotive Dynamics	2
	Automotive Information Control System	2
	Automotive Human Science	2
	Automotive Social Science	2
	Corporate Strategy in Automotive Industry	2
	Automotive Science and Engineering	2
	Automotive Advanced Science	2

高等専門科目	Functional Inorganic Materials	2
	Polymer Physical Chemistry	2
	Applied Fluid Dynamics	2
	Environmental Economics	2

(博士後期課程)

一 履修方法

科目区分「上級能力開発特別スクーリング科目」から2科目4単位以上を修得しなければならない。

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
上級能力開発特別スクーリング科目	Seminar Advanced International Communication	2
	Seminar Advanced Automotive Science 1	2
	Seminar Advanced Automotive Science 2	2
	Seminar Advanced Automotive Science 3	2

九州大学大学院統合新領域学府規則の一部を改正する規則（案）

令和 4 年度九大規則第 号

制定：令和 5 年 月 日

本学府ユーザー感性学専攻をユーザー感性スタディーズ専攻に名称変更することに伴い、九州大学大学院統合新領域学府規則（平成 20 年度九大規則第 103 号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
(略)	(略)
<p>(授業科目、単位、履修方法、試験等)</p> <p>第 7 条 授業科目、単位及び履修方法は、<u>ユーザー感性スタディーズ専攻</u>にあつては別表第 1、オートモーティブサイエンス専攻（次項に規定するオートモーティブサイエンスグローバルコースを除く。）にあつては別表第 2、ライブラリーサイエンス専攻にあつては別表第 3 のとおりとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(授業科目、単位、履修方法、試験等)</p> <p>第 7 条 授業科目、単位及び履修方法は、<u>ユーザー感性学専攻</u>にあつては別表第 1、オートモーティブサイエンス専攻（次項に規定するオートモーティブサイエンスグローバルコースを除く。）にあつては別表第 2、ライブラリーサイエンス専攻にあつては別表第 3 のとおりとする。</p> <p>2～4 (略)</p>
(略)	(略)
<p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により修得した単位は、<u>ユーザー感性スタディーズ専攻</u>修士課程にあつては 6 単位、オートモーティブサイエンス専攻修士課程にあつては 4 単位（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては 8 単位）、ライブラリーサイエンス専攻修士課程にあつては 4 単位を限度として課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により修得した単位は、<u>ユーザー感性学専攻</u>修士課程にあつては 6 単位、オートモーティブサイエンス専攻修士課程にあつては 4 単位（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては 8 単位）、ライブラリーサイエンス専攻修士課程にあつては 4 単位を限度として課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。</p> <p>3 (略)</p>
(略)	(略)
<p>(修士課程の修了要件)</p> <p>第 13 条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に 2 年以上在学し、第 7 条の規定により履修することとされている授業科目について、<u>ユーザー感性スタディーズ専攻</u>にあつては 36 単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては 38 単位以上（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては 30 単位以上）、ライブラリーサイエンス専攻にあつては 36 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文（<u>ユーザー感性スタディーズ専攻</u>にあつては修士論文又は特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。</p>	<p>(修士課程の修了要件)</p> <p>第 13 条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に 2 年以上在学し、第 7 条の規程により履修することとされている授業科目について、<u>ユーザー感性学専攻</u>にあつては 36 単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては 38 単位以上（オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては 30 単位以上）、ライブラリーサイエンス専攻にあつては 36 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文（<u>ユーザー感性学専攻</u>にあつては修士論文又は特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。</p>

<p>(博士課程の修了要件)</p> <p>第14条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、次の各号に掲げる単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。この場合において、他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては、博士後期課程において、<u>ユーザー感性スタディーズ専攻</u>にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上(オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては4単位以上)、ライブラリーサイエンス専攻にあつては14単位以上を修得しなければならない。</p> <p>(1) <u>ユーザー感性スタディーズ専攻</u> 48単位以上</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、第7条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について、<u>ユーザー感性スタディーズ専攻</u>にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上(オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては4単位以上)、ライブラリーサイエンス専攻にあつては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間</p>	<p>(博士課程の修了要件)</p> <p>第14条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について、次の各号に掲げる単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。この場合において、他の専攻若しくは学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては、博士後期課程において、<u>ユーザー感性学専攻</u>にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上(オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては4単位以上)、ライブラリーサイエンス専攻にあつては14単位以上を修得しなければならない。</p> <p>(1) <u>ユーザー感性学専攻</u> 48単位以上</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、第7条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について、<u>ユーザー感性学専攻</u>にあつては12単位以上、オートモーティブサイエンス専攻にあつては15単位以上(オートモーティブサイエンスグローバルコースにあつては4単位以上)、ライブラリーサイエンス専攻にあつては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間</p>
---	--

<p>間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>（学位論文及び最終試験）</p> <p>第15条 修士論文（<u>ユーザー感性スタディーズ専攻</u>にあつては修士論文又は特定の課題についての研究の成果）は、在学期間中、本学府の定める期間までに、指導教員を経て、本学府長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>別表第1 <u>（別紙のとおり）</u></p> <p>別表第2～別表第4 （略）</p>	<p>は、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>（学位論文及び最終試験）</p> <p>第15条 修士論文（<u>ユーザー感性学専攻</u>にあつては修士論文又は特定の課題についての研究の成果）は、在学期間中、本学府の定める期間までに、指導教員を経て、本学府長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>別表第1 <u>（別紙のとおり）</u></p> <p>別表第2～別表第4 （略）</p>
---	---

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院統合新領域学府規則は、令和5年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和5年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

(別紙)

※改正部分の下線省略

新

別表第 1

ユーザー感性スタディーズ専攻

(修士課程)

一 履修方法

1 から 6 までに掲げる単位を含む 36 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「学府共通科目」について「統合新領域最先端セミナー」を含む 1 科目 1 単位以上
2. 科目区分「特別研究」について 2 科目 8 単位
3. 科目区分「ユーザー感性スタディーズ基礎」について「越境ゼミ (1)」、「ユーザー感性スタディーズ概論」及び「融合・越境リテラシー」を含む 3 科目 5 単位
4. 科目区分「P T L・インターンシップ」について「越境・融合型 P T L I」及び「越境・融合型 P T L II」を含む 2 科目 8 単位
5. 科目区分「ユーザー感性スタディーズ推奨科目」から 10 単位
6. 次に掲げる科目について 4 単位以上
 - (1) ユーザー感性スタディーズ専攻の授業科目 (ただし、上記 2. から 5. までの単位として修得した単位を除く。)
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目 (大学院基幹教育科目を含む。)

二 授業科目

科目区分		授業科目	単位
学府共通科目		統合新領域最先端セミナー	1
		英語科学論文の書き方と国際会議でのプレゼンテーション技術	1
専攻共通科目	特別研究	特別研究 (1)	4
		特別研究 (2)	4
	ユーザー感性スタディーズ基礎	越境ゼミ (1)	1
		越境ゼミ (2)	1
		ユーザー感性スタディーズ概論	2
		融合・越境リテラシー	2
	P T L・インターンシップ	インターンシップ	2
		越境・融合型 P T L I	4
		越境・融合型 P T L II	4
		ユーザー感性スタディーズプロジェクト	2

ユーザー感性スタ タディーズ推奨 科目	人間理解科目	感性人類学	1
		適応行動論（1）	1
		適応行動論（2）	1
		感性哲学	1
		感性生理心理学（1）	1
		感性生理心理学（2）	1
		感性生理心理学演習（1）	2
		感性生理心理学演習（2）	2
	共生科目	文化と発達	2
		実践形成型フィールドワーク演習	1
		人間発達学	2
		人間共生論	2
	共創科目	メディアコミュニケーションデザイン論	1
		情報価値編集論	1
		地域マテリアルデザイン論	2
		デザイン価値創出論	1
		感性価値認知論	1
		感性価値マネジメント論	1
		ユーザー参加型デザイン論	1
		記号過程デザイン論	1
ミュージアム実践論		1	

(博士後期課程)

一 履修方法

科目区分「特別研究」1科目12単位以上を修得しなければならない。

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
特別研究	ユーザー感性学特別研究	12
分野専門科目	上級越境ゼミ(1)	1
	上級越境ゼミ(2)	1
	ユーザー感性スタディーズ特論	2
	上級越境・融合型PTL I	4
	上級越境・融合型PTL II	4

回

別表第 1

ユーザー感性学専攻

(修士課程)

一 履修方法

1 から 6 までに掲げる単位を含む 36 単位以上を修得しなければならない。

1. 科目区分「学府共通科目」について「統合新領域最先端セミナー」を含む 1 科目 1 単位以上
2. 科目区分「特別研究」について 2 科目 6 単位
3. 科目区分「ユーザー感性学基礎」について 2 科目 4 単位
4. 科目区分「PTL・インターンシップ」について 2 科目 4 単位
5. 科目区分「コース専門科目」のうち、自らが履修するコースの科目について 5 科目 10 単位
6. 次に掲げる科目について 11 単位以上（ただし、(2) 及び(3) の授業科目で課程修了の要件となる単位に含めることができるのは、6 単位までとする。）
 - (1) ユーザー感性学専攻の授業科目（ただし、上記 2 から 5 までの単位として修得した単位を除く。）
 - (2) 本学府他専攻の授業科目
 - (3) 他学府の授業科目（大学院基幹教育科目を含む。）

二 授業科目

科目区分		授業科目	単位
学府共通科目		統合新領域最先端セミナー	1
		英語科学論文の書き方と国際会議でのプレゼンテーション技術	1
専攻共通科目	特別研究	特別研究（1）	2
		特別研究（2）	4
	ユーザー感性学基礎	感性科学概論	2
		感性コミュニケーション概論	2
		感性価値クリエーション概論	2
	PTL・インターンシップ	ユーザー感性学 PTL（感性科学Ⅰ）	2
		ユーザー感性学 PTL（感性科学Ⅱ）	2
		ユーザー感性学 PTL（感性コミュニケーションⅠ）	2
		ユーザー感性学 PTL（感性コミュニケーションⅡ）	2

		ユーザー感性学P T L (感性コミュニケーションⅢ)	2
		ユーザー感性学P T L (感性コミュニケーションⅣ)	2
		ユーザー感性学P T L (感性価値クリエーションⅠ)	2
		ユーザー感性学P T L (感性価値クリエーションⅡ)	2
		ユーザー感性学P T L (感性価値クリエーションⅢ)	2
		ユーザー感性学P T L (感性価値クリエーションⅣ)	2
		インターンシップ	2
コース専門科目	感性科学コース	感性人類学	2
		人間発達学	2
		心理物理学	2
		感覚生理心理学	2
		感情生理心理学	2
		適応行動論	2
		感性生理学	2
		感性心理学	2
		美学	2
		感性哲学	2
		感覚生理心理学演習	2
	感情生理心理学演習	2	
	感性コミュニケーションコース	生涯発達心理学	2
		異文化間コミュニケーション論	2
感性表現論		2	

	実践子ども学	2
	現代子ども文化論	2
	小児家族看護学	2
	チャイルド・ライフ・スペシャリスト論	2
	小児・家族コミュニケーション演習	2
	ファシリテーション演習	2
	実践形成型フィールドワーク演習	2
	創造的ディスカッション演習	2
感性価値クリエーションコース	ブランド価値創成論	2
	情報価値編集論	2
	関係性のデザイン論	2
	景観価値形成論	2
	自然環境価値形成論	2
	地域資源デザイン論	2
	デザイン価値創出論	2
	プロジェクトマネジメント論	2
	感性価値認知論	2
	ユーザー参加型デザイン論	2
	感性価値抽出論	2
	感性マーケティング論	2

(博士後期課程)

一 履修方法

科目区分「特別研究」1科目12単位以上を修得しなければならない。

二 授業科目

科目区分	授業科目	単位
特別研究	ユーザー感性学特別研究	12
分野専門科目	感性科学特論	2
	感性コミュニケーション特論	2
	感性価値クリエーション特論	2
	上級PTL演習A	2
	上級PTL演習B	2
	上級PTL演習C	2